

介護報酬の算定構造

介護サービス

令和3年4月改定箇所

I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 訪問介護費
- 2 訪問入浴介護費
- 3 訪問看護費
- 4 訪問リハビリテーション費
- 5 居宅療養管理指導費
- 6 通所介護費
- 7 通所リハビリテーション費
- 8 短期入所生活介護費
- 9 短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における短期入所療養介護費
 - ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費
 - ホ 介護医療院における短期入所療養介護費
- 10 特定施設入居者生活介護費
- 11 福祉用具貸与費

II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

III 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護福祉施設サービス
- 2 介護保健施設サービス
- 3 介護療養施設サービス
 - イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス
 - ロ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス
 - ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス
- 4 介護医療院サービス

I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

1 訪問介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注																					
訪問介護費又は共生型訪問介護費	イ 身体介護	(1) 20分未満	身体介護の(2)~(4)に引き続き生活援助を行った場合	2人の訪問介護員等による場合	夜間若しくは早期の場合又は深夜の場合	特定事業所加算	共生型訪問介護を行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問介護加算																			
		(2) 20分以上30分未満											所要時間が20分から起算して25分を増すごとに+67単位(201単位を限度)	×200/100	夜間又は早期の場合+25/100	特定事業所加算(I) +20/100	指定居宅介護事業所で障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等により行われる場合×70/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90/100	+15/100	+10/100	+5/100	1回につき+100単位									
		(3) 30分以上1時間未満																					特定事業所加算(II) +10/100	指定居宅介護事業所で重度訪問介護従業者養成研修修了者により行われる場合×93/100	指定居宅介護事業所で行う場合×85/100						
		(4) 1時間以上																								特定事業所加算(III) +10/100	指定居宅介護事業所で行う場合×93/100				
	(579単位に30分を増すごとに+84単位)	特定事業所加算(IV) +5/100																										指定居宅介護事業所で行う場合×93/100			
	ロ 生活援助																												(1) 20分以上45分未満	指定事業所加算(V) +3/100	指定居宅介護事業所で行う場合×93/100
																													(2) 45分以上		
	ハ 通院等乗降介助																												(1回につき 99単位)		
ニ 初回加算 (1月につき +200単位)			注 所定単位数は、イからハまでにより算定した単位数の合計	注 所定単位数は、イからハまでにより算定した単位数の合計																											
ホ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(I) (1月につき +100単位)				注 所定単位数は、イからハまでにより算定した単位数の合計	注 所定単位数は、イからハまでにより算定した単位数の合計																									
	(2) 生活機能向上連携加算(II) (1月につき +200単位)																														
ヘ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(I) (1日につき +3単位)						注 所定単位数は、イからハまでにより算定した単位数の合計	注 所定単位数は、イからハまでにより算定した単位数の合計																							
	(2) 認知症専門ケア加算(II) (1日につき +4単位)																														
ニ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×137/1000)	注 所定単位数は、イからハまでにより算定した単位数の合計							注 所定単位数は、イからハまでにより算定した単位数の合計																						
	(2) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×100/1000)																														
	(3) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +所定単位×55/1000)																														
	(4) 介護職員処遇改善加算(IV) (1月につき (3)の90/100)																														
	(5) 介護職員処遇改善加算(V) (1月につき (3)の80/100)																														
ホ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×63/1000)		注 所定単位数は、イからハまでにより算定した単位数の合計	注 所定単位数は、イからハまでにより算定した単位数の合計																											
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×42/1000)																														
：「特別地域訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は支給限度額管理の対象外の算定項目 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入																															
※ 緊急時訪問介護加算の算定時に限り、身体介護の(1)20分未満に引き続き、生活援助を行うことも可能。																															
※ 介護職員処遇改善加算(IV)及び介護職員等特定処遇改善加算(V)については、令和4年3月31日まで算定可能。																															
※ 令和3年9月30日までの間は、訪問介護費のイからハまで及び「身体介護に引き続き生活援助を行った場合」について、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。																															

2 訪問入浴介護費

基本部分		注 介護職員3人が行った場合	注 全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域訪問入浴介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 訪問入浴介護費	(1回につき 1,260単位)	×95/100	×90/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ 初回加算		(1月につき +200単位)					
ハ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき +3単位)					
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき +4単位)					
ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1回につき +44単位)					
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1回につき +36単位)					
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1回につき +12単位)					
ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×58/1000)					
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×42/1000)					
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×23/1000)					
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき (3)の90/100)					
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき (3)の80/100)					
ヘ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×21/1000)					
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×15/1000)					

注
所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計

注
所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計

：「特別地域訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入
 ※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。
 ※ 令和3年9月30日までの間は、訪問入浴介護費のイについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

【脚注】
 1. 単位数算定記号の説明
 +〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位
 -〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位
 ×〇〇/100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100
 +〇〇/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数 × 〇〇/100

3 訪問看護費

基本部分		注	注	注		注	注	注	注	注	注	注	注				
		准看護師の場合	夜間又は早朝の場合、若しくは深夜の場合	複数名訪問加算(Ⅰ)	複数名訪問加算(Ⅱ)	1時間30分以上の訪問看護を行う場合	要介護5の者の場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問看護加算(※)	特別管理加算	ターミナルケア加算	医療保険の訪問看護が必要であるものとして主治医が発行する訪問看護指示の文書の訪問看護指示期間の日数につき減算(1日につき)		
イ 指定訪問看護ステーションの場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (313単位)	×90/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	30分未満の場合 +254単位 30分以上の場合 +402単位	30分未満の場合 +201単位 30分以上の場合 +317単位	+300単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +574単位	1月につき +500単位 又は (Ⅱ)の場合 +250単位	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合 +2,000単位				
	(2) 30分未満 (470単位)																
	(3) 30分以上1時間未満 (821単位)																
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (1,125単位)																
	(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 (293単位) ※ 1日に2回を超えて実施する場合は90/100																
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (265単位)	×90/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	30分未満の場合 +254単位 30分以上の場合 +402単位	30分未満の場合 +201単位 30分以上の場合 +317単位	+300単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +315単位	1月につき +500単位 又は (Ⅱ)の場合 +250単位	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合 +2,000単位				
	(2) 30分未満 (398単位)																
	(3) 30分以上1時間未満 (573単位)																
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (842単位)																
ハ 定期巡回・随時対応訪問介護看護事業所と連携する場合 (1月につき 2,954単位)		准看護師による訪問が1回でもある場合 ×98/100									1月につき 訪問看護ステーションの場合 +574単位 病院又は診療所の場合 +315単位				-97単位		
ニ 初回加算 (1月につき +300単位)																	
ホ 退院時共同指導加算 (1回につき +600単位)																	
ヘ 看護・介護職員連携強化加算 (1月につき +250単位)																	
ト 看護体制強化加算 (イ及びロを算定する場合のみ算定)				(1) 看護体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +550単位)	(2) 看護体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +200単位)												
チ サービス提供体制強化加算	(1) イ及びロを算定する場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +6単位)	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +3単位)	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +50単位)	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +25単位)												
		(1) イ及びロを算定する場合	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +3単位)	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +50単位)	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +25単位)												
	(2) ハを算定する場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +6単位)	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +3単位)	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +50単位)	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +25単位)												
		(2) ハを算定する場合	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +3単位)	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +50単位)	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +25単位)												

：「特別地域訪問看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※ 1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間・深夜の訪問看護に係る加算を算定できるものとする。

※ 令和3年9月30日までの間は、訪問看護費のイからハまでについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

4 訪問リハビリテーション費

基本部分			注	注	注	注	注	注		
			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問リハビリテーション加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	短期集中リハビリテーション実施加算	リハビリテーションマネジメント加算(A) リハビリテーションマネジメント加算(B)	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合	
イ 訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	1回につき 307単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100	1日につき +200単位	リハビリテーションマネジメント加算(A)イ 1月につき +180単位 リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ 1月につき +213単位	リハビリテーションマネジメント加算(B)イ 1月につき +450単位 リハビリテーションマネジメント加算(B)ロ 1月につき +483単位	1回につき +50単位
	介護老人保健施設の場合									
	介護医療院の場合									
ロ 移行支援加算 (1日につき 17単位を加算)										
ハ サービス提供体制強化加算			(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +6単位)		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +3単位)					

注：「特別地域訪問リハビリテーション加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度額管理の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※ 令和3年9月30日までの間は、訪問リハビリテーション費のイについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

5 居宅療養管理指導費

基本部分			注	注	注	
			特別地域居宅療養管理指導加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 居宅療養管理指導費(Ⅰ) (2)以外	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (514単位)	+15/100	+10/100	+5/100	
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (486単位)				
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (445単位)				
	(2) 居宅療養管理指導費(Ⅱ) (在宅時医学総合管理料 又は特定施設入居時等 医学総合管理料を算定 する場合)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (298単位)				
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (286単位)				
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (259単位)				
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (516単位)	+100単位				
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 (486単位)					
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (440単位)					
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の 薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (565単位)	注 特別な薬剤の投薬が行われている在宅の 利用者又は居住系施設入居者等に対し て、当該薬剤の使用に関する必要な薬学 的管理指導を行った場合			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (416単位)				
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (379単位)				
	(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (517単位)				
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (378単位)				
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (341単位)				
			(四) 情報通信機器を用いて行う場合 (月1回を限度) (45単位)			
ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)	(1) 当該指定居宅療養管理 指導事業所の管理 栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (544単位)	+15/100	+10/100	+5/100	
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (486単位)				
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (443単位)				
	(2) 当該指定居宅療養管理 指導事業所以外の管理 栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (524単位)				
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (466単位)				
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (423単位)				
ホ 歯科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (361単位)					
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 (325単位)					
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (294単位)					

※ ハ(2)(一)(二)(三)について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。

※ 令和3年9月30日までの間は、居宅療養管理指導費のイからホまでについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

7 通所リハビリテーション費

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注																								
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 25%;"> <p>病院又は診療所の場合</p> <p>介護老人保健施設の場合</p> <p>介護病院の場合</p> </div> <div style="width: 75%;"> <p>利用者の数が利用定数を超える場合</p> <p>医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、介護士、職員等の人数が事業計画に満たない場合</p> <p>理学療法士等体制強化加算</p> <p>7時間以上8時間未満の通所リハビリテーションの前後に日常生活上の支援を行う場合</p> <p>リハビリテーション提供体制加算</p> <p>中山間地域等へ向ける者のためのサービス提供加算</p> <p>入居型介護施設加算</p> <p>生活行為向上ハビリテーション実働加算</p> <p>認知症短期集中ハビリテーション実働加算(1)</p> <p>認知症短期集中ハビリテーション実働加算(2)</p> <p>生活行為向上ハビリテーション実働加算</p> <p>生活行為向上ハビリテーションの実働時間の減算(※)</p> <p>障害改善加算</p> <p>口腔機能向上加算</p> <p>口腔機能向上加算(Ⅰ)</p> <p>口腔機能向上加算(Ⅱ)</p> <p>口腔機能向上加算(Ⅲ)</p> <p>重度障害者ケア実働加算</p> <p>中重度障害者ケア実働加算</p> <p>在宅学習支援加算</p> <p>事業所と同一建物から利用する前に通所リハビリテーションを行う場合</p> </div> </div>	<p>区分1 (305) 単位)</p> <p>区分2 (255) 単位)</p> <p>区分3 (220) 単位)</p> <p>区分4 (185) 単位)</p> <p>区分5 (150) 単位)</p>	<p>1日につき+30単位</p>	<p>3時間以上4時間未満の場合 +12単位</p> <p>4時間以上5時間未満の場合 +16単位</p> <p>5時間以上6時間未満の場合 +20単位</p> <p>6時間以上7時間未満の場合 +24単位</p> <p>7時間以上の場合 +28単位</p>	<p>+5,100</p>	<p>1日につき+100単位</p>	<p>1日につき+200単位 (償目を減算)</p>	<p>1日につき+100単位</p>	<p>1日につき+200単位 (償目を減算)</p>	<p>1日につき+150単位 (償目を減算)</p>	<p>1日につき+100単位 (償目を減算)</p>	<p>1日につき+150単位 (償目を減算)</p>	<p>1日につき+100単位 (償目を減算)</p>	<p>1日につき+150単位 (償目を減算)</p>	<p>1日につき+100単位</p>	<p>1日につき+47単位</p>																														
	<p>(1) 1時間以上2時間未満</p> <p>区分1 (305) 単位)</p> <p>区分2 (255) 単位)</p> <p>区分3 (220) 単位)</p> <p>区分4 (185) 単位)</p> <p>区分5 (150) 単位)</p> <p>(2) 2時間以上3時間未満</p> <p>区分1 (305) 単位)</p> <p>区分2 (255) 単位)</p> <p>区分3 (220) 単位)</p> <p>区分4 (185) 単位)</p> <p>区分5 (150) 単位)</p> <p>(3) 3時間以上4時間未満</p> <p>区分1 (305) 単位)</p> <p>区分2 (255) 単位)</p> <p>区分3 (220) 単位)</p> <p>区分4 (185) 単位)</p> <p>区分5 (150) 単位)</p> <p>(4) 4時間以上5時間未満</p> <p>区分1 (305) 単位)</p> <p>区分2 (255) 単位)</p> <p>区分3 (220) 単位)</p> <p>区分4 (185) 単位)</p> <p>区分5 (150) 単位)</p> <p>(5) 5時間以上6時間未満</p> <p>区分1 (305) 単位)</p> <p>区分2 (255) 単位)</p> <p>区分3 (220) 単位)</p> <p>区分4 (185) 単位)</p> <p>区分5 (150) 単位)</p> <p>(6) 6時間以上7時間未満</p> <p>区分1 (305) 単位)</p> <p>区分2 (255) 単位)</p> <p>区分3 (220) 単位)</p> <p>区分4 (185) 単位)</p> <p>区分5 (150) 単位)</p> <p>(7) 7時間以上8時間未満</p> <p>区分1 (305) 単位)</p> <p>区分2 (255) 単位)</p> <p>区分3 (220) 単位)</p> <p>区分4 (185) 単位)</p> <p>区分5 (150) 単位)</p>																																												
	<p>区分1 (305) 単位)</p> <p>区分2 (255) 単位)</p> <p>区分3 (220) 単位)</p> <p>区分4 (185) 単位)</p> <p>区分5 (150) 単位)</p>															<p>8時間以上9時間未満の場合 +50単位</p> <p>9時間以上10時間未満の場合 +100単位</p> <p>10時間以上11時間未満の場合 +150単位</p> <p>11時間以上12時間未満の場合 +200単位</p> <p>12時間以上13時間未満の場合 +250単位</p> <p>13時間以上14時間未満の場合 +300単位</p>	<p>+5,700/100</p>	<p>1日につき+100単位</p>	<p>1日につき+200単位 (償目を減算)</p>	<p>1日につき+100単位</p>	<p>1日につき+200単位 (償目を減算)</p>	<p>1日につき+150単位 (償目を減算)</p>	<p>1日につき+100単位 (償目を減算)</p>	<p>1日につき+150単位 (償目を減算)</p>	<p>1日につき+100単位 (償目を減算)</p>	<p>1日につき+150単位 (償目を減算)</p>	<p>1日につき+100単位 (償目を減算)</p>	<p>1日につき+150単位 (償目を減算)</p>	<p>1日につき+100単位</p>	<p>1日につき+47単位</p>															
	<p>(1) 1時間以上2時間未満</p> <p>区分1 (305) 単位)</p> <p>区分2 (255) 単位)</p> <p>区分3 (220) 単位)</p> <p>区分4 (185) 単位)</p> <p>区分5 (150) 単位)</p> <p>(2) 2時間以上3時間未満</p> <p>区分1 (305) 単位)</p> <p>区分2 (255) 単位)</p> <p>区分3 (220) 単位)</p> <p>区分4 (185) 単位)</p> <p>区分5 (150) 単位)</p> <p>(3) 3時間以上4時間未満</p> <p>区分1 (305) 単位)</p> <p>区分2 (255) 単位)</p> <p>区分3 (220) 単位)</p> <p>区分4 (185) 単位)</p> <p>区分5 (150) 単位)</p> <p>(4) 4時間以上5時間未満</p> <p>区分1 (305) 単位)</p> <p>区分2 (255) 単位)</p> <p>区分3 (220) 単位)</p> <p>区分4 (185) 単位)</p> <p>区分5 (150) 単位)</p> <p>(5) 5時間以上6時間未満</p> <p>区分1 (305) 単位)</p> <p>区分2 (255) 単位)</p> <p>区分3 (220) 単位)</p> <p>区分4 (185) 単位)</p> <p>区分5 (150) 単位)</p> <p>(6) 6時間以上7時間未満</p> <p>区分1 (305) 単位)</p> <p>区分2 (255) 単位)</p> <p>区分3 (220) 単位)</p> <p>区分4 (185) 単位)</p> <p>区分5 (150) 単位)</p> <p>(7) 7時間以上8時間未満</p> <p>区分1 (305) 単位)</p> <p>区分2 (255) 単位)</p> <p>区分3 (220) 単位)</p> <p>区分4 (185) 単位)</p> <p>区分5 (150) 単位)</p>																																												
	<p>区分1 (305) 単位)</p> <p>区分2 (255) 単位)</p> <p>区分3 (220) 単位)</p> <p>区分4 (185) 単位)</p> <p>区分5 (150) 単位)</p>																														<p>8時間以上9時間未満の場合 +50単位</p> <p>9時間以上10時間未満の場合 +100単位</p> <p>10時間以上11時間未満の場合 +150単位</p> <p>11時間以上12時間未満の場合 +200単位</p> <p>12時間以上13時間未満の場合 +250単位</p> <p>13時間以上14時間未満の場合 +300単位</p>	<p>+5,700/100</p>	<p>1日につき+100単位</p>	<p>1日につき+200単位 (償目を減算)</p>	<p>1日につき+100単位</p>	<p>1日につき+200単位 (償目を減算)</p>	<p>1日につき+150単位 (償目を減算)</p>	<p>1日につき+100単位 (償目を減算)</p>	<p>1日につき+150単位 (償目を減算)</p>	<p>1日につき+100単位 (償目を減算)</p>	<p>1日につき+150単位 (償目を減算)</p>	<p>1日につき+100単位 (償目を減算)</p>	<p>1日につき+150単位 (償目を減算)</p>	<p>1日につき+100単位</p>	<p>1日につき+47単位</p>
	<p>(1) 1時間以上2時間未満</p> <p>区分1 (305) 単位)</p> <p>区分2 (255) 単位)</p> <p>区分3 (220) 単位)</p> <p>区分4 (185) 単位)</p> <p>区分5 (150) 単位)</p> <p>(2) 2時間以上3時間未満</p> <p>区分1 (305) 単位)</p> <p>区分2 (255) 単位)</p> <p>区分3 (220) 単位)</p> <p>区分4 (185) 単位)</p> <p>区分5 (150) 単位)</p> <p>(3) 3時間以上4時間未満</p> <p>区分1 (305) 単位)</p> <p>区分2 (255) 単位)</p> <p>区分3 (220) 単位)</p> <p>区分4 (185) 単位)</p> <p>区分5 (150) 単位)</p> <p>(4) 4時間以上5時間未満</p> <p>区分1 (305) 単位)</p> <p>区分2 (255) 単位)</p> <p>区分3 (220) 単位)</p> <p>区分4 (185) 単位)</p> <p>区分5 (150) 単位)</p> <p>(5) 5時間以上6時間未満</p> <p>区分1 (305) 単位)</p> <p>区分2 (255) 単位)</p> <p>区分3 (220) 単位)</p> <p>区分4 (185) 単位)</p> <p>区分5 (150) 単位)</p> <p>(6) 6時間以上7時間未満</p> <p>区分1 (305) 単位)</p> <p>区分2 (255) 単位)</p> <p>区分3 (220) 単位)</p> <p>区分4 (185) 単位)</p> <p>区分5 (150) 単位)</p> <p>(7) 7時間以上8時間未満</p> <p>区分1 (305) 単位)</p> <p>区分2 (255) 単位)</p> <p>区分3 (220) 単位)</p> <p>区分4 (185) 単位)</p> <p>区分5 (150) 単位)</p>																																												

※「生活行為向上ハビリテーションの実働時間」を算出した場合の加算については、「生活行為向上ハビリテーション実働加算」に対する付帯であるため、各示の欄に記載された、算定標準上では、「減算」として記載してある項目の減少が一歩減らしている場合と見なす。当該減算については、令和3年9月30日まで適用する。

8 短期入所生活介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注					
イ 短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型短期入所生活介護費	(一) 単独型短期入所生活介護費(Ⅰ) 〈従来型個室〉	要介護1 (638 単位) 要介護2 (707 単位) 要介護3 (776 単位) 要介護4 (847 単位) 要介護5 (916 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	1月につき +200単位 ※ただし、個別機能別加算を算定している場合は、1月につき +100単位 (3日1日を限度)	1日につき +12単位	1日につき +56単位	1日につき +4単位	1日につき +8単位	1日につき +8単位	1日につき +12単位	1日につき +23単位	1日につき +58単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片週につき +184単位	1日につき +90単位 (7日以内を限度) ※ただし、延滞しない限り 延滞する場合は (14日)を 限度)	1日につき -30単位
		(二) 併設型短期入所生活介護費(Ⅱ) 〈多床室〉	要介護1 (638 単位) 要介護2 (707 単位) 要介護3 (776 単位) 要介護4 (847 単位) 要介護5 (916 単位)																		
ロ ユニット型短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型ユニット型短期入所生活介護費	(一) 単独型ユニット型短期入所生活介護費 〈ユニット型個室〉	要介護1 (738 単位) 要介護2 (806 単位) 要介護3 (881 単位) 要介護4 (949 単位) 要介護5 (1,017 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	1月につき +200単位 ※ただし、個別機能別加算を算定している場合は、1月につき +100単位 (3日1日を限度)	1日につき +12単位	1日につき +56単位	1日につき +4単位	1日につき +8単位	1日につき +8単位	1日につき +12単位	1日につき +23単位	1日につき +58単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片週につき +184単位	1日につき +90単位 (7日以内を限度) ※ただし、延滞しない限り 延滞する場合は (14日)を 限度)	1日につき -30単位
		(二) 経済的単独型ユニット型短期入所生活介護費 〈ユニット型個室の多床室〉	要介護1 (738 単位) 要介護2 (806 単位) 要介護3 (881 単位) 要介護4 (949 単位) 要介護5 (1,017 単位)																		
	(2) 併設型ユニット型短期入所生活介護費	(一) 併設型ユニット型短期入所生活介護費 〈ユニット型個室〉	要介護1 (638 単位) 要介護2 (707 単位) 要介護3 (776 単位) 要介護4 (847 単位) 要介護5 (916 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	1月につき +200単位 ※ただし、個別機能別加算を算定している場合は、1月につき +100単位 (3日1日を限度)	1日につき +12単位	1日につき +56単位	1日につき +4単位	1日につき +8単位	1日につき +8単位	1日につき +12単位	1日につき +23単位	1日につき +58単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片週につき +184単位	1日につき +90単位 (7日以内を限度) ※ただし、延滞しない限り 延滞する場合は (14日)を 限度)	1日につき -30単位
		(二) 経済的併設型ユニット型短期入所生活介護費 〈ユニット型個室の多床室〉	要介護1 (638 単位) 要介護2 (707 単位) 要介護3 (776 単位) 要介護4 (847 単位) 要介護5 (916 単位)																		
ハ 療養費加算 (1日につき 8単位を加算(1日に3回を限度))																					
ニ 在宅中重度者 受入加算	(1) 看護体制加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)を算定している場合 (1日につき 421単位を加算)																				
	(2) 看護体制加算(Ⅱ)又は(Ⅳ)を算定している場合 (1日につき 417単位を加算)																				
	(3) (1)(2)いずれの看護体制加算も算定している場合 (1日につき 413単位を加算)																				
	(4) 看護体制加算を算定していない場合 (1日につき 425単位を加算)																				
ホ 認知症専門ケア 加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)																				
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)																				
ヘ サービス提供 体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)																				
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算)																				
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)																				
ト 介護職員処遇 改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×83/1000)	注 所定単位は、イからへまでにより算定した単位数の合計																			
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×60/1000)																				
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×33/1000)																				
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100)																				
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)																				
チ 介護職員等特定 処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×27/1000)	注 所定単位は、イからへまでにより算定した単位数の合計																			
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×23/1000)																				

注：「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度管理の対象外の算定項目
 ※、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅴ)については、令和5年9月31日まで算定可能。
 ※、令和3年9月30日までの期は、従事人員等組合員等の給与引当金として、所定単位数の平均の1.1に相当する単位数を算定する。

9 短期入所療養介護費
イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注														
			夜勤を行う職員勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数及び入所者の数の合計が入所定員を超える場合	医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の員数が基準を満たさない場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が整備である場合	夜勤職員配置加算	個別リハビリテーション実施加算	認知ケア加算	認知症行動・心理状態緊急対応加算	緊急短期入所受入加算	若年性認知症利用者受入加算	重度療養管理加算	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	利用者に対して送迎を行う場合												
(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>【基本型】	要介護1 (752 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+240単位	+76単位			+200単位(7日間を限度)	+90単位(7日以内を限度)又は+14日(を限度)	+120単位	1日につき+34単位	1日につき+46単位	片道につき+184単位												
		b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅱ) <従来型個室>【在宅強化型】	要介護1 (794 単位)																									
		c 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅲ) <多床室>【基本型】	要介護1 (827 単位)																									
		d 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅳ) <多床室>【在宅強化型】	要介護1 (878 単位)																									
	(二) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養型老健:看護職員を配置>	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>【療養型】	要介護1 (861 単位)																									
		b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>【療養型】	要介護1 (941 単位)																									
		(三) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養型老健:看護オンコール体制>	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>【療養型】											要介護1 (853 単位)														
			b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>【療養型】											要介護1 (934 単位)														
	(四) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ) <特別介護老人保健施設短期入所療養介護費>		a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>											要介護1 (731 単位)														
			b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>											要介護1 (773 単位)														
		(2) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(1日につき)	(一) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)											a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅰ) <ユニット型個室>【基本型】	要介護1 (834 単位)		×97/100	×70/100	×70/100	+240単位	×97/100		+200単位(7日間を限度)	+90単位(7日以内を限度)又は+14日(を限度)	+120単位	1日につき+34単位	1日につき+46単位	片道につき+184単位
														b ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅱ) <ユニット型個室>【在宅強化型】	要介護1 (876 単位)													
	c 経過のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅱ) <ユニット型個室の多床室>【基本型】													要介護1 (833 単位)														
	d 経過のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅱ) <ユニット型個室の多床室>【在宅強化型】													要介護1 (875 単位)														
	(二) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養型老健:看護職員を配置>		a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅰ) <ユニット型個室>【療養型】											要介護1 (944 単位)														
			b 経過のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅱ) <ユニット型個室の多床室>【療養型】											要介護1 (1,020 単位)														
(三) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養型老健:看護オンコール体制>			a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅰ) <ユニット型個室>【療養型】	要介護1 (944 単位)																								
			b 経過のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅱ) <ユニット型個室の多床室>【療養型】	要介護1 (1,020 単位)																								
	(四) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ) <ユニット型特別介護老人保健施設短期入所療養介護費>		a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅰ) <ユニット型個室>	要介護1 (818 単位)																								
			b 経過のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅱ) <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (860 単位)																								
(3) 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費			(一) 3時間以上4時間未満	(650 単位)	+240単位																							
			(二) 4時間以上6時間未満	(908 単位)																								
	(三) 6時間以上8時間未満		(1,268 単位)																									
注 特別療養費	(一) 療養体制維持特別加算(Ⅰ)		(1日につき 27単位を加算)																									
注 療養体制維持特別加算	(二) 療養体制維持特別加算(Ⅱ)		(1日につき 57単位を加算)																									
(4) 総合医学管理加算	(利用中に7日を限度に、1日につき275単位を加算)																											
(5) 療養食加算	(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))																											
(6) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を加算)																										
	(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)																										
(7) 緊急時施設療養費	(一) 緊急時施設療養費(療養型老健以外の場合)	(1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定)																										
	(二) 緊急時施設療養費(療養型老健の場合)	(1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定)																										
(8) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 22単位を加算)																										
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 18単位を加算)																										
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)																										
(9) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×39/1000)	注 所定単位は、(1)から(8)までにより算定した単位数の合計																									
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×29/1000)																										
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×16/1000)																										
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +(三)の90/100)																										
	(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +(三)の80/100)																										
(10) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×21/1000)	注 所定単位は、(1)から(8)までにより算定した単位数の合計																									
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×17/1000)																										
注 「特別療養費」と「緊急時施設療養費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目																												
注 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能																												
注 令和3年9月30日までの間は、短期入所療養介護費の(1)から(3)までについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。																												

ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

基本部分	移動を行う職員 の勤務条件基準 を満たさない場合	利用者の数及び 入所定数の割合 合計が入院患者 の定員を超える 場合	看護・介護職員 の員数が基準に 満たない場合	看護部が基準に 定められた看護 職員の数に 満たない場合	僻地の医師確保 計画を提出した ので、医師の数 が基準に定めら れた医師の数に 満たない場合	僻地の医師確保 計画を提出した ので、医師の数 が基準に定めら れた医師の数に 満たない場合	移動のユニット リーダーにユニ ット毎に配置し ていない等ユニ ット毎に配置さ れていない等 が未整備である 場合	部下補が整備基 準を満たさない 場合	医師の配置につ いて基準法施行 規則第49条の 規定が適用され ている場合	移動を行う職員 の勤務条件に關 する基準の区分 による加算	認知症行動・心 理状態緊急対 応加算	緊急短期入 所受入加算	若年性認知症 利用者受入加 算	利用者に対して 送迎を行う場 合	
															注
(1) 病院療養病床短期 入所療養介護費 (1日につき)	a 病院療養病床短期 入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (708 単位)													
		要介護2 (813 単位)													
		要介護3 (1,042 単位)													
		要介護4 (1,139 単位)													
		要介護5 (1,222 単位)													
		b 病院療養病床短期 入所療養介護費(Ⅱ) <療養機能強化型A> <従来型個室>													要介護1 (737 単位)
															要介護2 (848 単位)
															要介護3 (1,086 単位)
															要介護4 (1,188 単位)
															要介護5 (1,279 単位)
		c 病院療養病床短期 入所療養介護費(Ⅲ) <療養機能強化型B> <従来型個室>													要介護1 (727 単位)
															要介護2 (836 単位)
															要介護3 (1,071 単位)
															要介護4 (1,171 単位)
															要介護5 (1,261 単位)
	看護<6:1> 介護<4:1>	要介護1 (814 単位)													
		要介護2 (921 単位)													
		要介護3 (1,149 単位)													
		要介護4 (1,247 単位)													
		要介護5 (1,334 単位)													
	e 病院療養病床短期 入所療養介護費(Ⅴ) <療養機能強化型A> <多床室>	要介護1 (849 単位)													
要介護2 (960 単位)															
要介護3 (1,199 単位)															
要介護4 (1,300 単位)															
要介護5 (1,391 単位)															
f 病院療養病床短期 入所療養介護費(Ⅵ) <療養機能強化型> <多床室>	要介護1 (827 単位)														
	要介護2 (946 単位)														
	要介護3 (1,181 単位)														
	要介護4 (1,280 単位)														
	要介護5 (1,370 単位)														
a 病院療養病床短期 入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (852 単位)														
	要介護2 (977 単位)														
	要介護3 (1,214 単位)														
	要介護4 (1,313 単位)														
	要介護5 (1,404 単位)														
	b 病院療養病床短期 入所療養介護費(Ⅱ) <療養機能強化型> <従来型個室>														要介護1 (867 単位)
															要介護2 (976 単位)
															要介護3 (1,214 単位)
															要介護4 (1,313 単位)
															要介護5 (1,404 単位)
	看護<6:1> 介護<5:1>														要介護1 (759 単位)
															要介護2 (866 単位)
															要介護3 (1,102 単位)
															要介護4 (1,211 単位)
															要介護5 (1,211 単位)
d 病院療養病床短期 入所療養介護費(Ⅳ) <多床室>	要介護1 (778 単位)														
	要介護2 (886 単位)														
	要介護3 (1,122 単位)														
	要介護4 (1,231 単位)														
	要介護5 (1,322 単位)														
a 病院療養病床短期 入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (824 単位)														
	要介護2 (943 単位)														
	要介護3 (1,172 単位)														
	要介護4 (1,269 単位)														
	要介護5 (1,356 単位)														
b 病院療養病床短期 入所療養介護費(Ⅱ) <療養機能強化型A> <ユニット個室>	要介護1 (867 単位)														
	要介護2 (977 単位)														
	要介護3 (1,216 単位)														
	要介護4 (1,317 単位)														
	要介護5 (1,408 単位)														
c ユニット型病院療養病床短期入所 療養介護費(Ⅲ) <療養機能強化型B> <ユニット個室>	要介護1 (856 単位)														
	要介護2 (965 単位)														
	要介護3 (1,201 単位)														
	要介護4 (1,300 単位)														
	要介護5 (1,390 単位)														
(四) 経過的ユニット型病院療養病床短期入所 療養介護費(Ⅳ) <ユニット個室の多床室>	要介護1 (838 単位)														
	要介護2 (943 単位)														
	要介護3 (1,172 単位)														
	要介護4 (1,269 単位)														
	要介護5 (1,356 単位)														
(五) 経過的ユニット型病院療養病床短期入所 療養介護費(Ⅴ) <療養機能強化型A> <ユニット個室の多床室>	要介護1 (867 単位)														
	要介護2 (977 単位)														
	要介護3 (1,216 単位)														
	要介護4 (1,317 単位)														
	要介護5 (1,408 単位)														
(六) 経過的ユニット型病院療養病床短期入所 療養介護費(Ⅵ) <療養機能強化型B> <ユニット個室の多床室>	要介護1 (856 単位)														
	要介護2 (965 単位)														
	要介護3 (1,201 単位)														
	要介護4 (1,300 単位)														
	要介護5 (1,390 単位)														
(4) ユニット型病院療養病床 経過型短期入所療養 介護費 (1日につき)	(一) ユニット型病院療養病床経過型短期入所 療養介護費 <ユニット個室>	要介護1 (838 単位)													
		要介護2 (943 単位)													
		要介護3 (1,172 単位)													
		要介護4 (1,269 単位)													
		要介護5 (1,356 単位)													
	(二) 経過的ユニット型病院療養病床経過型 短期入所療養介護費 <ユニット個室の多床室>	要介護1 (867 単位)													
		要介護2 (977 単位)													
		要介護3 (1,216 単位)													
		要介護4 (1,317 単位)													
		要介護5 (1,408 単位)													
(5) 特定病院療養病床短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満 (870 単位)														
	(二) 4時間以上6時間未満 (928 単位)														
	(三) 6時間以上8時間未満 (1,289 単位)														
(6) 療養食加算 (1日につき 8単位を加算(1日につき3回を限度))															
(7) 認知症専門ケア加算 (1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)															
(8) 特定診療費															
(9) サービス提供体制 強化加算 (一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)															
(10) 介護職員処遇 改善加算 (一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位数×26/1000) (二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位数×19/1000) (三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位数×10/1000) (四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(三)の90/1000) (五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(三)の80/1000)	注 所定単位数は、(1)から(9)までにより算定した単位数の合計														
(11) 介護職員等特定 処遇改善加算 (一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位数×15/1000) (二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位数×11/1000)	注 所定単位数は、(1)から(9)までにより算定した単位数の合計														

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。
 ※ 夜間勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。
 ※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。
 ※ 令和3年9月30日までの間は、短期入所療養介護費の(1)から(5)までについて、所定単位数の千分の一に相当する単位数を算定する。

ハ 診療所における短期入所療養介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注								
(1) 診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所短期入所療養介護費(I) 看護<6:1> 介護<6:1>	a 診療所短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要介護1 (690) 単位	×70/100	診療所設備基準減算 -60単位	-25単位	+200単位 (7日間を限度)	+90単位 (7日(やむを得ない事情がある場合は14日)を限度)	+120単位							
		要介護2 (740) 単位														
		b 診療所短期入所療養介護費(ii) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要介護1 (717) 単位													
		要介護2 (770) 単位														
		c 診療所短期入所療養介護費(iii) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要介護1 (708) 単位													
		要介護2 (759) 単位														
		d 診療所短期入所療養介護費(iv) <多床室>	要介護1 (796) 単位													
		要介護2 (846) 単位														
		e 診療所短期入所療養介護費(v) <療養機能強化型A> <多床室>	要介護1 (829) 単位													
		要介護2 (882) 単位														
	f 診療所短期入所療養介護費(vi) <療養機能強化型B> <多床室>	要介護1 (818) 単位														
	要介護2 (870) 単位															
	(二) 診療所短期入所療養介護費(II) 看護・介護<3:1>	a 診療所短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要介護1 (611) 単位													
		要介護2 (656) 単位														
		b 診療所短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要介護1 (719) 単位													
		要介護2 (763) 単位														
		(2) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所短期入所療養介護費(I) <ユニット型個室>							要介護1 (818) 単位	×97/100					
										要介護2 (869) 単位						
										要介護3 (918) 単位						
										要介護4 (967) 単位						
要介護5 (1,017) 単位																
(二) ユニット型診療所短期入所療養介護費(II) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>			要介護1 (846) 単位													
	要介護2 (899) 単位															
	要介護3 (950) 単位															
	要介護4 (1,001) 単位															
	要介護5 (1,054) 単位															
(三) ユニット型診療所短期入所療養介護費(III) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>	要介護1 (836) 単位															
	要介護2 (888) 単位															
	要介護3 (939) 単位															
	要介護4 (989) 単位															
	要介護5 (1,040) 単位															
(四) 経過のユニット型診療所短期入所療養介護費(I) <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (818) 単位															
	要介護2 (869) 単位															
	要介護3 (918) 単位															
	要介護4 (967) 単位															
	要介護5 (1,017) 単位															
(五) 経過のユニット型診療所短期入所療養介護費(II) <療養機能強化型A> <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (846) 単位															
	要介護2 (899) 単位															
	要介護3 (950) 単位															
	要介護4 (1,001) 単位															
	要介護5 (1,054) 単位															
(六) 経過のユニット型診療所短期入所療養介護費(III) <療養機能強化型B> <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (836) 単位															
	要介護2 (888) 単位															
	要介護3 (939) 単位															
	要介護4 (989) 単位															
	要介護5 (1,040) 単位															
(3) 特定診療所短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満	(670) 単位														
	(二) 4時間以上6時間未満	(928) 単位														
	(三) 6時間以上8時間未満	(1,289) 単位														
(4) 療養食加算	(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))															
(5) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(I)	(1日につき 3単位を加算)														
	(二) 認知症専門ケア加算(II)	(1日につき 4単位を加算)														
(6) 特定診療費																
(7) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(I)	(1日につき 22単位を加算)														
	(二) サービス提供体制強化加算(II)	(1日につき 18単位を加算)														
	(三) サービス提供体制強化加算(III)	(1日につき 6単位を加算)														
(8) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(I)	(1月につき +所定単位×26/1000)	注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計													
	(二) 介護職員処遇改善加算(II)	(1月につき +所定単位×19/1000)														
	(三) 介護職員処遇改善加算(III)	(1月につき +所定単位×10/1000)														
	(四) 介護職員処遇改善加算(IV)	(1月につき +(三)の90/100)														
	(五) 介護職員処遇改善加算(V)	(1月につき +(三)の80/100)														
(9) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I)	(1月につき +所定単位×15/1000)	注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計													
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(II)	(1月につき +所定単位×11/1000)														

注：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 ※ 介護職員処遇改善加算(IV)及び介護職員処遇改善加算(V)については、令和4年3月31日まで算定可能
 ※ 令和3年9月30日までの間は、短期入所療養介護費の(1)から(3)までについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

基本部分			注					注	注	注
			利用者の数及び入院患者の数の合計が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	緊急短期入所受入加算	利用者に対して送迎を行う場合
(1) 認知症疾患型短期入所療養介護費(1日につき)	大学病院	(一) 認知症疾患型短期入所療養介護費(I) 看護<3:1> 介護<6:1>	a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)<従来型個室>	要介護1 (1,042 単位)	×70/100	×90/100		×90/100		
			要介護2 (1,108 単位)							
		要介護3 (1,173 単位)								
		要介護4 (1,239 単位)								
		要介護5 (1,305 単位)								
	b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)<多床室>	要介護1 (1,159 単位)								
		要介護2 (1,216 単位)								
		要介護3 (1,280 単位)								
	一般病棟	(二) 認知症疾患型短期入所療養介護費(II) 看護<4:1> 介護<4:1>	a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)<従来型個室>	要介護1 (986 単位)						
			要介護2 (1,053 単位)							
要介護3 (1,124 単位)										
要介護4 (1,193 単位)										
要介護5 (1,260 単位)										
b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)<多床室>	要介護1 (1,094 単位)									
	要介護2 (1,163 単位)									
	要介護3 (1,230 単位)									
(三) 認知症疾患型短期入所療養介護費(III) 看護<4:1> 介護<5:1>	a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)<従来型個室>	要介護1 (958 単位)								
	要介護2 (1,025 単位)									
	要介護3 (1,091 単位)									
	要介護4 (1,158 単位)									
	要介護5 (1,224 単位)									
b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)<多床室>	要介護1 (1,066 単位)									
	要介護2 (1,132 単位)									
	要介護3 (1,200 単位)									
(四) 認知症疾患型短期入所療養介護費(IV) 看護<4:1> 介護<6:1>	a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)<従来型個室>	要介護1 (1,049 単位)								
	要介護2 (1,116 単位)									
	要介護3 (1,180 単位)									
	要介護4 (1,247 単位)									
	要介護5 (1,312 単位)									
b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)<多床室>	要介護1 (881 単位)									
	要介護2 (947 単位)									
	要介護3 (1,013 単位)									
(五) 認知症疾患型短期入所療養介護費(V) 経過措置型	a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)<従来型個室>	要介護1 (990 単位)								
	要介護2 (1,055 単位)									
	要介護3 (1,121 単位)									
	要介護4 (1,186 単位)									
	要介護5 (1,251 単位)									
b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)<多床室>	要介護1 (788 単位)									
	要介護2 (850 単位)									
	要介護3 (917 単位)									
(2) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(I)<従来型個室>	要介護1 (894 単位)								
		要介護2 (960 単位)								
	(二) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(II)<多床室>	要介護3 (1,025 単位)								
		要介護4 (1,091 単位)								
		要介護5 (1,156 単位)								
(3) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(1日につき)	大学病院	(一) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(I)	a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費<ユニット型個室>	要介護1 (1,174 単位)	×70/100	×90/100		×90/100		
			要介護2 (1,238 単位)							
		要介護3 (1,303 単位)								
		要介護4 (1,368 単位)								
		要介護5 (1,434 単位)								
	b 経過型ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費<ユニット型個室の多床室>	要介護1 (1,171 単位)								
		要介護2 (1,236 単位)								
		要介護3 (1,301 単位)								
	一般病棟	(二) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(II)	a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費<ユニット型個室>	要介護1 (1,115 単位)						
			要介護2 (1,183 単位)							
要介護3 (1,253 単位)										
要介護4 (1,322 単位)										
要介護5 (1,390 単位)										
b 経過型ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費<ユニット型個室の多床室>	要介護1 (1,115 単位)									
	要介護2 (1,183 単位)									
	要介護3 (1,253 単位)									
(4) 特定認知症疾患型短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満	(670 単位)								
	(二) 4時間以上6時間未満	(927 単位)								
	(三) 6時間以上8時間未満	(1,288 単位)								
(5) 療養食加算	(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))									
(6) 特定診療費										
(7) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(I)	(1日につき 22単位を加算)								
	(二) サービス提供体制強化加算(II)	(1日につき 18単位を加算)								
	(三) サービス提供体制強化加算(III)	(1日につき 6単位を加算)								
(8) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(I)	(1月につき +所定単位×26/1000)								
	(二) 介護職員処遇改善加算(II)	(1月につき +所定単位×19/1000)								
	(三) 介護職員処遇改善加算(III)	(1月につき +所定単位×10/1000)								
	(四) 介護職員処遇改善加算(IV)	(1月につき +(三)の90/100)								
	(五) 介護職員処遇改善加算(V)	(1月につき +(三)の80/100)								
(9) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I)	(1月につき +所定単位×15/1000)								
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(II)	(1月につき +所定単位×11/1000)								

注：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外算定項目

※ 介護職員処遇改善加算(IV)及び介護職員処遇改善加算(V)については、令和4年3月31日まで算定可能

※ 令和3年9月30日までの間は、短期入所療養介護費の(1)から(4)までについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

ホ 介護医療院における短期入所療養介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注						
		移動を行う職員 の勤務条件基準 を満たさない場合	利用者の数及び 入所者の数の合 計が数人未満の 場合は、 注	医師、薬剤師、 看護師、介護 福祉士等の職員が 常に配置しない場 合	看護部が基準に 定められた看護 職員の数に 20/100未満に 達する場合は	移動を行う職員 の勤務条件基準 を満たさない場合	看護部が基準に 定められた看護 職員の数に 20/100未満に 達する場合は	移動を行う職員 の勤務条件基準 を満たさない場合	認知症行動心 理症状等 の発生に 対応する ための 処置	緊急時 の対応 に 関係する 費用	注	注				
(1) Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(1日につき)	Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅰ)	Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅰ)	要介護1 (282 単位)	×90/100												
		要介護2 (274 単位)														
		要介護3 (271 単位)														
		要介護4 (274 単位)														
		要介護5 (282 単位)														
	Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)	要介護1 (282 単位)														
		要介護2 (274 単位)														
		要介護3 (271 単位)														
		要介護4 (274 単位)														
		要介護5 (282 単位)														
	Ⅲ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅲ)	要介護1 (282 単位)														
		要介護2 (274 単位)														
		要介護3 (271 単位)														
		要介護4 (274 単位)														
		要介護5 (282 単位)														
(2) Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(1日につき)	Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅰ)	要介護1 (282 単位)	×70/100	×70/100	×90/100	-25単位	-25単位									
		要介護2 (274 単位)														
		要介護3 (271 単位)														
		要介護4 (274 単位)														
		要介護5 (282 単位)														
	Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)	要介護1 (282 単位)														
		要介護2 (274 単位)														
		要介護3 (271 単位)														
		要介護4 (274 単位)														
		要介護5 (282 単位)														
	Ⅲ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅲ)	要介護1 (282 単位)														
		要介護2 (274 単位)														
		要介護3 (271 単位)														
		要介護4 (274 単位)														
		要介護5 (282 単位)														
(3) 特別介護医療院短期入所療養介護費(1日につき)	Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費(Ⅰ)	要介護1 (282 単位)	×70/100	×70/100	×90/100	-25単位	-25単位	夜間勤務等看護(Ⅰ) +14単位	夜間勤務等看護(Ⅱ) +14単位	夜間勤務等看護(Ⅲ) +14単位	夜間勤務等看護(Ⅳ) +14単位	+200単位 (7日間の看護)	+90単位 (7日間の看護) +14単位 (看護)	+120単位	介護1につき +184単位	
		要介護2 (274 単位)														
		要介護3 (271 単位)														
		要介護4 (274 単位)														
		要介護5 (282 単位)														
	Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)	要介護1 (282 単位)														
		要介護2 (274 単位)														
		要介護3 (271 単位)														
		要介護4 (274 単位)														
		要介護5 (282 単位)														
	Ⅲ型特別介護医療院短期入所療養介護費(Ⅲ)	要介護1 (282 単位)														
		要介護2 (274 単位)														
		要介護3 (271 単位)														
		要介護4 (274 単位)														
		要介護5 (282 単位)														
(4) ユニタ型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(1日につき)	Ⅰ型ユニタ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅰ)	要介護1 (282 単位)	×90/100		×90/100											
		要介護2 (274 単位)														
		要介護3 (271 単位)														
		要介護4 (274 単位)														
		要介護5 (282 単位)														
	Ⅱ型ユニタ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)	要介護1 (282 単位)														
		要介護2 (274 単位)														
		要介護3 (271 単位)														
		要介護4 (274 単位)														
		要介護5 (282 単位)														
	Ⅲ型ユニタ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅲ)	要介護1 (282 単位)														
		要介護2 (274 単位)														
		要介護3 (271 単位)														
		要介護4 (274 単位)														
		要介護5 (282 単位)														
(5) ユニタ型Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(1日につき)	Ⅰ型ユニタ型Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅰ)	要介護1 (282 単位)	×97/100		×97/100											
		要介護2 (274 単位)														
		要介護3 (271 単位)														
		要介護4 (274 単位)														
		要介護5 (282 単位)														
	Ⅱ型ユニタ型Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)	要介護1 (282 単位)														
		要介護2 (274 単位)														
		要介護3 (271 単位)														
		要介護4 (274 単位)														
		要介護5 (282 単位)														
	Ⅲ型ユニタ型Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅲ)	要介護1 (282 単位)														
		要介護2 (274 単位)														
		要介護3 (271 単位)														
		要介護4 (274 単位)														
		要介護5 (282 単位)														
(6) ユニタ型特別介護医療院短期入所療養介護費(1日につき)	Ⅰ型ユニタ型特別介護医療院短期入所療養介護費(Ⅰ)	要介護1 (282 単位)	×90/100		×90/100											
		要介護2 (274 単位)														
		要介護3 (271 単位)														
		要介護4 (274 単位)														
		要介護5 (282 単位)														
	Ⅱ型ユニタ型特別介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)	要介護1 (282 単位)														
		要介護2 (274 単位)														
		要介護3 (271 単位)														
		要介護4 (274 単位)														
		要介護5 (282 単位)														
	Ⅲ型ユニタ型特別介護医療院短期入所療養介護費(Ⅲ)	要介護1 (282 単位)														
		要介護2 (274 単位)														
		要介護3 (271 単位)														
		要介護4 (274 単位)														
		要介護5 (282 単位)														
(7) 特定介護医療院短期入所療養介護費	Ⅰ 3時間以上4時間未満	(670 単位)														
	Ⅱ 4時間以上5時間未満	(720 単位)														
	Ⅲ 6時間以上7時間未満	(770 単位)														
(8) 療養費加算	(1日につき 8単位を加算(1日に3回を限度))															
(9) 緊急時施設診療費	緊急時施設診療費 (1月に105日を限度に1日につき518単位を算定)															
(10) 認知症専門ケア加算	認知症専門ケア加算 (1) (1日につき 3単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)															
(11) 重症認知症患者療養体制加算	(一) 重症認知症患者療養体制加算(Ⅰ) 要介護1-2 (1日につき140単位を加算) 要介護3-4-5 (1日につき40単位を加算) (二) 重症認知症患者療養体制加算(Ⅱ) 要介護1-2 (1日につき200単位を加算) 要介護3-4-5 (1日につき100単位を加算)															
(12) 特別診療費(※2)																
(13) サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)															
(14) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき + 所定単位×26/1000) (二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき + 所定単位×19/1000) (三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき + 所定単位×10/1000) (四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき + (三)の90/100) (五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき + (三)の80/100)															
(15) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき + 所定単位×15/1000) (二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき + 所定単位×11/1000)															

※ 「緊急時施設診療費」、「特別診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度管理の対象外の算定項目

※ 夜間勤務条件減算を適用する場合は、夜間勤務等看護加算を適用しない。

※ (3)及び(5)を適用する場合は、(※2)を適用しない。

※ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅱ)については、令和4年3月31日まで算定可能。

※ 令和3年9月30日までの間、短期入所療養介護費の(1)から(7)までについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

10 特定施設入居者生活介護費

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
介護1 (538 単位)	×70/100	-54単位	1日につき +36単位	1日につき +100単位	1日につき +100単位	1日につき +100単位	1日につき +100単位	1日につき +100単位	1日につき +100単位	1日につき +100単位	1日につき +100単位	1日につき +100単位	1日につき +100単位	1日につき +100単位	1日につき +100単位
介護2 (604 単位)															
介護3 (674 単位)															
介護4 (738 単位)															
介護5 (802 単位)															
イ 特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	×70/100														
ロ 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費 (1日につき 1単位)	×70/100														
ハ 短期利用特定施設入居者生活介護費 (1日につき)※	×70/100														

二 退院・退所時連加算 (イを算定する場合のみ算定)

ホ 車椅子介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 車椅子介護加算(1) (1) 死亡日以前41日以上46日以下 (1日につき 72単位を加算) (2) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 144単位を加算) (3) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算) (4) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算) (2) 車椅子介護加算(2) (1) 死亡日以前41日以上46日以下 (1日につき 87単位を加算) (2) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 84単位を加算) (3) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 1180単位を加算) (4) 死亡日 (1日につき 1720単位を加算)
--------------------------	---

ヘ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(1) (1日につき 3単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(2) (1日につき 4単位を加算)
----------------------------	--

ト サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(1) (1日につき 22単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(2) (1日につき 18単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(3) (1日につき 6単位を加算)
----------------	--

チ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(1) (1月につき +所定単位数×82/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(2) (1月につき +所定単位数×60/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(3) (1月につき +所定単位数×33/1000) (4) 介護職員処遇改善加算(4) (1月につき +(3)の80/100) (5) 介護職員処遇改善加算(5) (1月につき +(3)の80/100)
--------------	--

リ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(1) (1月につき +所定単位数×18/1000) (2) 介護職員等特定処遇改善加算(2) (1月につき +所定単位数×12/1000)
-----------------	--

※ 限度額	介護1 18,338単位 介護2 18,338単位 介護3 20,490単位 介護4 22,642単位 介護5 24,794単位
-------	--

※ 短期利用特定施設入居者生活介護は、区分支給限度基準額に含まれる。
※ 介護職員処遇改善加算(1)及び介護職員処遇改善加算(2)については、令和4年3月31日まで算定可能。
※ 令和3年9月30日までの間は、特定施設入居者生活介護費のイからハ及びイ、ロ及び委託先である指定介護予防サービス事業者において居宅サービスが行われる場合のうち訪問介護について、所定単位数の半分の率に相当する単位数を算定する。

11 福祉用具貸与費

基本部分	注	注	注
重いす 重いす付用品 特殊寝台 特殊寝台付用品 床ずれ防止用品	特別地域福祉用具貸与加算	中山間地域等における小規模事業者加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
福祉用具貸与費 (注)指定福祉用具貸与に別した費用の額を当該事業者の所在地に適用される1単位の単位数で算定する(単位)			
体位交換器 手すり スロープ 歩行器 歩行補助具 認知症老人徘徊感知機器 移動用リフト 自動排泄処理装置			

「特別地域福祉用具貸与加算」、「中山間地域等における小規模事業者加算」及び「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」は、支給限度管理の対象外の算定項目

※ 介護1の者については、重いす、重いす付用品、特殊寝台、特殊寝台付用品、床ずれ防止用品、体位交換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフトを算定しない。自動排泄処理装置については介護1から介護3の者については算定しない。(ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く。)

訪問介護	身体介護 所要時間15分未満の場合 15単位 所要時間15分以上30分未満の場合 183単位 所要時間30分以上1時間30分未満の場合 212単位に所要時間30分から計算して所要時間が15分増すごとに27単位を加算した単位数 所要時間1時間30分以上の場合 241単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間が15分増すごとに27単位を加算した単位数 生活援助 所要時間15分未満の場合 15単位 所要時間15分以上1時間未満の場合 183単位に所要時間15分から計算して所要時間が15分増すごとに27単位を加算した単位数 所要時間1時間以上1時間15分未満の場合 212単位 所要時間1時間15分以上の場合 241単位 一過院等乗降介助 1回につき 12単位 他の訪問系サービス及び通所系サービス 通常の各サービスの基本部分の報酬単位の 80/100 福祉用具貸与 通常の福祉用具貸与と同様 ※ ただし、基本部分も含めて要介護度別に定める限度を上限とする。
------	---

II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

基本部分			注 運営基準減算	注 特別地域居宅介護支援加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 特定事業所集中減算
イ 居宅介護支援費 (1月につき)	(1)居宅介護支援費(I)	(一) 居宅介護支援費(i)	要介護1・2 (1,076単位)	(運営基準減算の場合) ×50/100 (運営基準減算が2月以上継続している場合) 算定しない	+15/100	+10/100	+5/100
			要介護3・4・5 (1,398単位)				
		(二) 居宅介護支援費(ii)	要介護1・2 (539単位)				
			要介護3・4・5 (698単位)				
		(三) 居宅介護支援費(iii)	要介護1・2 (323単位)				
			要介護3・4・5 (418単位)				
	(2)居宅介護支援費(II)	(一) 居宅介護支援費(i)	要介護1・2 (1,076単位)				
			要介護3・4・5 (1,398単位)				
		(二) 居宅介護支援費(ii)	要介護1・2 (522単位)				
			要介護3・4・5 (677単位)				
		(三) 居宅介護支援費(iii)	要介護1・2 (313単位)				
			要介護3・4・5 (406単位)				
ロ 初回加算 (1月につき +300単位)							
ハ 特定事業所加算	(1) 特定事業所加算(I)	(1月につき +505単位)					
	(2) 特定事業所加算(II)	(1月につき +407単位)					
	(3) 特定事業所加算(III)	(1月につき +309単位)					
	(4) 特定事業所加算(A)	(1月につき +100単位)					
ニ 特定事業所医療介護連携加算 (1月につき +125単位)							
ホ 入院時情報連携加算	(1) 入院時情報連携加算(I)	(1月につき +200単位)					
	(2) 入院時情報連携加算(II)	(1月につき +100単位)					
△ 退院・退所加算 (入院または入所期間中1回を限度に算定)	(1) 退院・退所加算(I)イ	(+450単位)					
	(2) 退院・退所加算(I)ロ	(+600単位)					
	(3) 退院・退所加算(II)イ	(+600単位)					
	(4) 退院・退所加算(II)ロ	(+750単位)					
	(5) 退院・退所加算(III)	(+900単位)					
ト 通院時情報連携加算 (1月につき +50単位)							
チ 緊急時等居宅カンファレンス加算 (1月に2回を限度に +200単位)							
リ ターミナルケアマネジメント加算	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅の訪問等を行った場合	(+400単位)					

※居宅介護支援費(I)については、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が40件以上である場合、40件以上60件未満の部分については(ii)を、60件以上の部分については(iii)を算定する。
 ※居宅介護支援費(II)については、一定の情報通信機器(人工知能関連技術を活用したものを含む。)の活用又は事務職員の配置を行っている場合に算定できる。なお、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が45件以上である場合、45件以上60件未満の部分については(ii)を、60件以上の部分については(iii)を算定する。
 ※令和3年9月30日までの間は、居宅介護支援費のイについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

1 介護福祉施設サービス

基本部分				注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注						
				勤務を行う職員の内、介護職員以外の職員が勤務しない場合	入所者の数が入所定員を超えない場合	介護、看護職員又は介護支援専門員の員数外基準に満たない場合	運動のモニターがモニターに設置していない等、コンピュータが利用できない等、必要設備が不足している場合	身体障害者止まり込み	社会福祉施設に設置している場合	社会福祉施設に設置している場合	日常生活支援施設	看護体制加算(Ⅰ)	看護体制加算(Ⅱ)	自動販売機設置加算(Ⅰ)(Ⅱ)	自動販売機設置加算(Ⅲ)	単一コンピュータ設置	1人1台未満	1人1台以上2人1台未満	2人1台以上3人1台未満	3人1台以上4人1台未満	4人1台以上5人1台未満	5人1台以上6人1台未満	6人1台以上7人1台未満	7人1台以上8人1台未満	8人以上	障害者生活支援施設併設加算(Ⅰ)	障害者生活支援施設併設加算(Ⅱ)	
イ 介護福祉施設サービス費 (1日につき)	(1) 介護福祉施設サービス費	(一) 介護福祉施設サービス費(Ⅰ)	要介護1 (1.50単位)																									
		(二) 介護福祉施設サービス費(Ⅱ)	要介護2 (1.50単位)																									
		(三) 介護福祉施設サービス費(Ⅲ)	要介護3 (1.50単位)																									
		(四) 介護福祉施設サービス費(Ⅳ)	要介護4 (1.50単位)																									
		(五) 介護福祉施設サービス費(Ⅴ)	要介護5 (1.50単位)																									
	(2) 経過的小規模介護福祉施設サービス費	要介護1 (1.50単位)																										
ロ ユニタリ型介護福祉施設サービス費 (1日につき)	(1) ユニタリ型介護福祉施設サービス費	(一) ユニタリ型介護福祉施設サービス費(Ⅰ)	要介護1 (1.50単位)	×97/100	×70/100	×70/100																						
		(二) 経過的小規模介護福祉施設サービス費	要介護2 (1.50単位)																									
		(三) 経過的小規模介護福祉施設サービス費(Ⅲ)	要介護3 (1.50単位)																									
	(2) 経過的小規模介護福祉施設サービス費	(一) 経過的小規模介護福祉施設サービス費(Ⅰ)	要介護2 (1.50単位)																									
		(二) 経過的小規模介護福祉施設サービス費(Ⅱ)	要介護3 (1.50単位)																									
		(三) 経過的小規模介護福祉施設サービス費(Ⅲ)	要介護4 (1.50単位)																									

注 安全管理体制強化加算については令和3年10月1日から、安全管理の体制強化に関する規定については令和3年4月1日から適用する。
 介護福祉施設サービス費(Ⅰ)の介護福祉施設サービス費(Ⅰ)の介護福祉施設サービス費(Ⅰ)及び介護福祉施設サービス費(Ⅱ)については、令和3年3月31日まで適用。
 令和3年3月31日までの間は、介護福祉施設サービス費(Ⅰ)及び介護福祉施設サービス費(Ⅱ)については、令和3年3月31日まで適用する。

2 介護保健施設サービス

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注									
		夜勤を行う職員 の勤務条件 基準を満たさ ない場合	入所者の数が 入所定員を超 える場合 又は 医師、看護職 員、介護職員、 理学療法士、作業療法 士、言語聴覚 士又は介護支 援専門員の員 数が基準に満 たない場合	常勤のユニット リーダーをユ ニット毎に配 置していない等 ユニットケアに おける体制が 未整備である 場合	身体拘束廃止 未実施減算	安全管理体制 未実施減算	実質管理の基 準を満たさな い場合	夜勤職員配置 加算	短期集中リハ ビリテーション 実施加算	認知症短期集 中リハビリテー ション実施加 算	認知症ケア加 算	若年性認知症 入所者受入加 算	在宅復帰・ 在宅療養支 援機能加算 (Ⅰ)	在宅復帰・ 在宅療養支 援機能加算 (Ⅱ)							
イ 介護保健施設 サービス費 (1日につき)	(1) 介護保健施設 サービス費(Ⅰ) <従来型個室>【基本型】	(一) 介護保健施設サービス費(ⅰ)	要介護1 (714 単位) 要介護2 (759 単位) 要介護3 (821 単位) 要介護4 (874 単位) 要介護5 (928 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-71 単位 -76 単位 -82 単位 -87 単位 -93 単位 -76 単位 -83 単位 -89 単位 -95 単位 -100 単位 -79 単位 -84 単位 -90 単位 -95 単位 -100 単位 -84 単位 -91 単位 -97 単位 -103 単位 -108 単位 -74 単位 -82 単位 -84 単位 -90 単位 -95 単位 -101 単位 -106 単位 -82 単位 -89 単位 -94 単位 -100 単位 -105 単位 -81 単位 -87 単位 -91 単位 -98 単位 -103 単位 -108 単位 -74 単位 -82 単位 -84 単位 -90 単位 -95 単位 -101 単位 -106 単位 -82 単位 -89 単位 -94 単位 -100 単位 -105 単位 -81 単位 -87 単位 -91 単位 -98 単位 -103 単位 -108 単位 -74 単位 -82 単位 -84 単位 -90 単位 -95 単位 -101 単位 -106 単位 -82 単位 -89 単位 -94 単位 -100 単位 -105 単位	1日につき +34単位	1日につき +46単位	1日につき +34単位	1日につき +46単位										
		(二) 介護保健施設サービス費(ⅱ) <従来型個室>【在宅強化型】	要介護1 (750 単位) 要介護2 (828 単位) 要介護3 (890 単位) 要介護4 (948 単位) 要介護5 (1,003 単位)																		
		(三) 介護保健施設サービス費(ⅲ) <多床室>【基本型】	要介護1 (759 単位) 要介護2 (836 単位) 要介護3 (899 単位) 要介護4 (949 単位) 要介護5 (1,003 単位)																		
		(四) 介護保健施設サービス費(ⅳ) <多床室>【在宅強化型】	要介護1 (836 単位) 要介護2 (910 単位) 要介護3 (974 単位) 要介護4 (1,038 単位) 要介護5 (1,094 単位)																		
	(2) 介護保健施設 サービス費(Ⅱ) <療養型老健: 看護職員を配置>	(一) 介護保健施設サービス費(ⅰ)	要介護1 (818 単位) 要介護2 (872 単位) 要介護3 (939 単位) 要介護4 (1,013 単位) 要介護5 (1,087 単位)																		
		(二) 介護保健施設サービス費(ⅱ) <多床室>【療養型】	要介護1 (818 単位) 要介護2 (890 単位) 要介護3 (1,016 単位) 要介護4 (1,091 単位) 要介護5 (1,163 単位)																		
		(3) 介護保健施設 サービス費(Ⅲ) <療養型老健: 看護オンコール体制>	(一) 介護保健施設サービス費(ⅰ)									要介護1 (818 単位) 要介護2 (872 単位) 要介護3 (909 単位) 要介護4 (986 単位) 要介護5 (1,060 単位)									
			(二) 介護保健施設サービス費(ⅱ) <多床室>【療養型】									要介護1 (818 単位) 要介護2 (894 単位) 要介護3 (989 単位) 要介護4 (1,063 単位) 要介護5 (1,138 単位)									
	(4) 介護保健施設 サービス費(Ⅳ) <特別介護保健施設 サービス費>		(一) 介護保健施設サービス費(ⅰ)									要介護1 (774 単位) 要介護2 (820 単位) 要介護3 (880 単位) 要介護4 (930 単位) 要介護5 (984 単位)									
			(二) 介護保健施設サービス費(ⅱ) <多床室>									要介護1 (774 単位) 要介護2 (820 単位) 要介護3 (880 単位) 要介護4 (930 単位) 要介護5 (984 単位)									
		ロ ユニット型 介護保健施設 サービス費 (1日につき)	(1) ユニット型 介護保健施設 サービス費(Ⅰ)									(一) ユニット型介護保健施設サービス費(ⅰ) <ユニット型個室>【基本型】	要介護1 (841 単位) 要介護2 (815 単位) 要介護3 (878 単位) 要介護4 (1,039 単位) 要介護5 (1,193 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-71 単位 -76 単位 -82 単位 -87 単位 -93 単位 -76 単位 -83 単位 -89 単位 -95 単位 -100 単位 -79 単位 -84 単位 -90 単位 -95 単位 -100 単位 -84 単位 -91 単位 -97 単位 -103 単位 -108 単位 -74 単位 -82 単位 -84 単位 -90 単位 -95 単位 -101 単位 -106 単位 -82 単位 -89 単位 -94 単位 -100 単位 -105 単位 -81 単位 -87 単位 -91 単位 -98 単位 -103 単位 -108 単位 -74 単位 -82 単位 -84 単位 -90 単位 -95 単位 -101 単位 -106 単位 -82 単位 -89 単位 -94 単位 -100 単位 -105 単位	1日につき +34単位	1日につき +46単位	1日につき +34単位	1日につき +46単位
												(二) ユニット型介護保健施設サービス費(ⅱ) <ユニット型個室>【在宅強化型】	要介護1 (841 単位) 要介護2 (815 単位) 要介護3 (878 単位) 要介護4 (1,039 単位) 要介護5 (1,193 単位)								
	(三) 経過のユニット型介護保健施設サービス費(ⅰ) <ユニット型個室の多床室>【基本型】											要介護1 (841 単位) 要介護2 (815 単位) 要介護3 (878 単位) 要介護4 (956 単位) 要介護5 (1,009 単位)									
	(四) 経過のユニット型介護保健施設サービス費(ⅱ) <ユニット型個室の多床室>【在宅強化型】											要介護1 (841 単位) 要介護2 (815 単位) 要介護3 (878 単位) 要介護4 (1,039 単位) 要介護5 (1,193 単位)									
	(2) ユニット型 介護保健施設 サービス費(Ⅱ) <療養型老健: 看護職員を配置>											(一) ユニット型介護保健施設サービス費 <ユニット型個室>【療養型】	要介護1 (904 単位) 要介護2 (887 単位) 要介護3 (1,100 単位) 要介護4 (1,176 単位) 要介護5 (1,252 単位)								
												(二) 経過のユニット型介護保健施設サービス費 <ユニット型個室の多床室>【療養型】	要介護1 (904 単位) 要介護2 (887 単位) 要介護3 (1,100 単位) 要介護4 (1,176 単位) 要介護5 (1,252 単位)								
(3) ユニット型 介護保健施設 サービス費(Ⅲ) <療養型老健: 看護オンコール体制>				(一) ユニット型介護保健施設サービス費 <ユニット型個室>【療養型】	要介護1 (904 単位) 要介護2 (887 単位) 要介護3 (1,074 単位) 要介護4 (1,149 単位) 要介護5 (1,225 単位)																
				(二) 経過のユニット型介護保健施設サービス費 <ユニット型個室の多床室>【療養型】	要介護1 (904 単位) 要介護2 (880 単位) 要介護3 (1,074 単位) 要介護4 (1,149 単位) 要介護5 (1,225 単位)																
			(4) ユニット型 介護保健施設 サービス費(Ⅳ) <ユニット型特別介護 保健施設サービス費>	(一) ユニット型介護保健施設サービス費 <ユニット型個室>	要介護1 (774 単位) 要介護2 (828 単位) 要介護3 (889 単位) 要介護4 (937 単位) 要介護5 (988 単位)																
				(二) 経過のユニット型介護保健施設サービス費 <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (774 単位) 要介護2 (828 単位) 要介護3 (889 単位) 要介護4 (937 単位) 要介護5 (988 単位)																

注 外泊費用	入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定		
注 外泊費用(在宅サービスを利用する場合)	入所者に対して居宅における外泊を認め、施設が在宅サービスを提供した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき800単位を算定		
注 ターミナルケア加算	(1) 死亡日前31日以上45日以下	療養型老健以外の場合 (1日につき 80単位を加算) 療養型老健の場合 (1日につき 80単位を加算)	
	(2) 死亡日前4日以上30日以下	療養型老健以外の場合 (1日につき 160単位を加算) 療養型老健の場合 (1日につき 160単位を加算)	
	(3) 死亡日前2日又は3日	療養型老健以外の場合 (1日につき 820単位を加算) 療養型老健の場合 (1日につき 850単位を加算)	
	(4) 死亡日	療養型老健以外の場合 (1日につき 1,650単位を加算) 療養型老健の場合 (1日につき 1,700単位を加算)	
注 特別療養費			
注 療養体制維持特別加算	イ 療養体制維持特別加算(Ⅰ) (1日につき 27単位を加算) ロ 療養体制維持特別加算(Ⅱ) (1日につき 57単位を加算)		
ハ 初期加算	(1日につき 30単位を加算)		
ニ 再入所時栄養連携加算(※2)	(入所者1人につき1回を限度として200単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
ホ 入所前後訪問指導加算(Ⅰ)(※2)	在宅強化型の場合 (1回につき 450単位を加算)	注 入所前から入所者の自宅等を訪問して退所を念頭に施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合に算定	
	在宅強化型以外の場合 (1回につき 450単位を加算)		
ホ 入所前後訪問指導加算(Ⅱ)(※2)	在宅強化型の場合 (1回につき 480単位を加算)	注 入所前から入所者の自宅等を訪問して退所を念頭に施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行うことに加え、生活機能の改善目標及び退所後も含めた切れ目ない支援計画を作成した場合に算定	
	在宅強化型以外の場合 (1回につき 480単位を加算)		
ヘ 退所時等支援等加算(※2)	(1) 退所時等支援加算	(一) 試行的退所時指導加算 (400単位)	注 入所期間が1月を超える入所者が試行的に退所する場合において、当該入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合
		(二) 退所時情報提供加算 (500単位)	注 退所後の主治医に対して診療情報を提供した場合
		(三) 入退所前連携加算(Ⅰ) (600単位)	注 退所前連携加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)を併用して算定している場合は、算定しない。
		(四) 入退所前連携加算(Ⅱ) (400単位)	注 退所前連携加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)を併用して算定している場合は、算定しない。
(2) 訪問看護指示加算 (入所者1人につき1回を限度として300単位を算定)			
ト 栄養マネジメント強化加算	(1日につき 11単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
チ 経口移行加算(※2)	(1日につき 28単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
リ 経口維持加算(※2)	(1) 経口維持加算(Ⅰ) (1日につき 400単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は経口移行加算を算定している場合は、算定しない。 注 経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合には、算定しない。	
	(2) 経口維持加算(Ⅱ) (1日につき 100単位を加算)		
ロ 口腔衛生管理加算(※2)	(1) 口腔衛生管理加算(Ⅰ) (1日につき 90単位を加算)	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合	
	(2) 口腔衛生管理加算(Ⅱ) (1日につき 110単位を加算)		
リ 療養食加算	(1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度))		
ロ 在宅復帰支援機能加算	(療養型老健に限り1日につき 10単位を加算)		
リ かかりつけ医連携薬剤調整加算(※2)	(1) かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ) (入所者1人につき1回を限度として100単位を加算)	注 薬剤管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
	(2) かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ) (入所者1人につき1回を限度として240単位を加算)		
	(3) かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅲ) (入所者1人につき1回を限度として100単位を加算)		
リ 緊急時施設療養費	(1) 緊急時治療管理	療養型老健以外の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定) 療養型老健の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定)	
	(2) 特定治療		
ロ 所定疾患施設療養費(※2)	(1) 所定疾患施設療養費(Ⅰ) (1月に1回7日を限度に、1日につき239単位を算定)	注 所定疾患施設療養費(Ⅰ)及び(Ⅱ)を併用して算定している場合は、算定しない。	
	(2) 所定疾患施設療養費(Ⅱ) (1月に1回10日を限度に、1日につき480単位を算定)		
リ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)	注 認知症専門ケア加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)を併用して算定している場合は、算定しない。	
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)		
リ 認知症行動・心理症状緊急対応加算	療養型老健以外の場合 (入所後7日に限り 1日につき200単位を加算) 療養型老健の場合 (入所後7日に限り 1日につき200単位を加算)		
リ 認知症情報提供加算	(1回当たり 350単位を加算)		
リ 地域連携診療計画情報提供加算(※2)	在宅強化型の場合 (入所者1人につき1回を限度として300単位を加算)	注 地域連携診療計画情報提供加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)を併用して算定している場合は、算定しない。	
	在宅強化型以外の場合 (入所者1人につき1回を限度として300単位を加算)		
ニ リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(※2)	(1月につき 33単位を加算)		
ト 褥瘡マネジメント加算(※2) (イ(1)、ロ(1)を算定する場合のみ算定)	(1) 褥瘡マネジメント加算(Ⅰ) (1月につき 3単位を加算)	注 褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)を併用して算定している場合は、算定しない。	
	(2) 褥瘡マネジメント加算(Ⅱ) (1月につき 13単位を加算)		
	(3) 褥瘡マネジメント加算(Ⅲ) (1月につき 10単位を加算(3月に1回を限度))		
リ 排せつ支援加算(※2)	(1) 排せつ支援加算(Ⅰ) (1月につき 10単位を加算)	注 排せつ支援加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)を併用して算定している場合は、算定しない。	
	(2) 排せつ支援加算(Ⅱ) (1月につき 15単位を加算)		
	(3) 排せつ支援加算(Ⅲ) (1月につき 20単位を加算)		
	(4) 排せつ支援加算(Ⅳ) (1月につき 100単位を加算)		
ロ 自立支援促進加算(※2)	(1月につき 300単位を加算)		
ロ 科学的介護推進体制加算(※2)	(1) 科学的介護推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 40単位を加算)	注 科学的介護推進体制加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)を併用して算定している場合は、算定しない。	
	(2) 科学的介護推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 60単位を加算)		
注 安全対策体制加算	(入所者1人につき1回を限度として20単位を算定)		
リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)	注 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)を併用して算定している場合は、算定しない。	
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算)		
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)		
ト 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×39/1000)	注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計	
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×29/1000)		
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×16/1000)		
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100)		
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)		
リ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×21/1000)	注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計	
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×17/1000)		

※ PT・OT・STによる人員配置減算を適用する場合には、短期集中リハビリテーション実施加算、認知症短期集中リハビリテーション実施加算を適用しない。
 ※ イ(4)及びロ(4)を適用する場合には、(※2)を適用しない。
 ※ 安全管理体制未実施減算については令和3年10月1日から、栄養管理の基準を満たさない場合の減算については令和6年4月1日から適用する。
 ※ 褥瘡マネジメント加算(Ⅲ)、排せつ支援加算(Ⅳ)、介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。
 ※ 令和3年9月30日までの間は、介護保険施設サービス費のイ及びロについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

注 外泊時費用	入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定		
注 試行的退院サービス費	入院患者に対して居宅における試行的退院を認めた場合、1月につき6日を限度として1日につき800単位を算定（(2)及び(4)の基本単価に限る。）		
注 他科受診時費用	入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定		
(5) 初期加算	(1日につき +30単位)		
(6) 退院時指導等加算(※3)	(一) 退院時指導加算	a 退院前訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定)	注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合 注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合 注 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
		b 退院後訪問指導加算 (退院後1回を限度に、460単位を算定)	
		c 退院時指導加算 (400単位)	
		d 退院時情報提供加算 (500単位)	
		e 退院前連携加算 (500単位)	
(二) 訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として 300単位を算定)			
(7) 低栄養リスク改善加算(※3)	(1月につき 300単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合及び経口移行加算・経口維持加算を算定している場合は、算定しない。	
(8) 経口移行加算(※3)	(1日につき 28単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
(9) 経口維持加算(※3)	(一) 経口維持加算(Ⅰ)	(1月につき 400単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合又は経口経日加算を算定している場合は、算定しない。 注 経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合は、算定しない。
	(二) 経口維持加算(Ⅱ)	(1月につき 100単位を加算)	
(10) 口腔衛生管理加算(※3)	(1月につき 90単位を加算)	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合	
(11) 療養費加算	(1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度))		
(12) 在宅復帰支援機能加算(※3)	(1日につき 10単位を加算)		
(13) 特定診療費(※3)			
(14) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を加算)	
	(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)	
(15) 認知症行動・心理症状緊急対応加算	(入院後7日に限り 1日につき200単位を加算)		
(16) 排せつ支援加算(※3)	(1月につき 100単位を加算)		
(17) 安全対策体制加算(※3)	(入院患者1人につき1回を限度として20単位を算定)		
(18) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 22単位を加算)	
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 18単位を加算)	
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)	
(19) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×26/1000)	注 所定単位は、(1)から(18)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×19/1000)	
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×10/1000)	
	(四) 介護職員処遇改善加算(N)	(1月につき +(三)の90/100)	
	(五) 介護職員処遇改善加算(V)	(1月につき +(三)の80/100)	
(20) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×15/1000)	注 所定単位は、(1)から(18)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×11/1000)	

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。
 ※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。
 ※ 一定の要件を満たす入院患者の数が規準に満たない場合には、(※3)を適用しない。
 ※ 安全管理体制未実施減算については令和3年10月1日から、栄養管理の基準を満たさない場合の減算については令和6年4月1日から適用する。
 ※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。
 ※ 令和3年9月30日までの間は、介護職員施設サービス費の(1)から(4)までについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

ロ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス

基本部分			注 入院患者の数が入院患者の定員を超える場合	注 一定の要件を満たす入院患者の数が規準を満たさない場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 身体拘束廃止未実施加算	注 廊下幅が設備基準を満たさない場合	注 移行計画が未提出である場合	注 安全管理体制未実施加算	注 定置管理の基準を満たさない場合	注 若年性認知症患者受入加算				
(1) 診療所型介護療養施設サービス費(1日につき)	(一) 診療所型介護療養施設サービス費(I) 看護<6:1> 介護<6:1>	a 診療所型介護療養施設サービス費(i) <従来型個室>	要介護1 (576 単位)	×95/100		-58 単位									
		要介護2 (620 単位)	-62 単位												
		要介護3 (664 単位)	-66 単位												
		要介護4 (707 単位)	-71 単位												
		要介護5 (752 単位)	-75 単位												
		要介護1 (601 単位)	-60 単位												
	b 診療所型介護療養施設サービス費(ii) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要介護2 (647 単位)	-65 単位												
	要介護3 (692 単位)	-69 単位													
	要介護4 (738 単位)	-74 単位													
	要介護5 (785 単位)	-79 単位													
	c 診療所型介護療養施設サービス費(iii) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要介護1 (593 単位)	-59 単位												
	要介護2 (638 単位)	-64 単位													
要介護3 (683 単位)	-68 単位														
要介護4 (728 単位)	-73 単位														
要介護5 (774 単位)	-77 単位														
d 診療所型介護療養施設サービス費(iv) <多床室>	要介護1 (670 単位)	-67 単位													
要介護2 (714 単位)	-71 単位														
要介護3 (759 単位)	-76 単位														
要介護4 (802 単位)	-80 単位														
要介護5 (846 単位)	-85 単位														
e 診療所型介護療養施設サービス費(v) <療養機能強化型A> <多床室>	要介護1 (699 単位)	-70 単位													
要介護2 (746 単位)	-75 単位														
要介護3 (792 単位)	-79 単位														
要介護4 (837 単位)	-84 単位														
要介護5 (884 単位)	-88 単位														
f 診療所型介護療養施設サービス費(vi) <療養機能強化型B> <多床室>	要介護1 (699 単位)	-69 単位													
要介護2 (745 単位)	-74 単位														
要介護3 (791 単位)	-78 単位														
要介護4 (835 単位)	-83 単位														
要介護5 (872 単位)	-87 単位														
(二) 診療所型介護療養施設サービス費(II) 看護・介護<3:1>	a 診療所型介護療養施設サービス費(i) <従来型個室>	要介護1 (506 単位)	×95/100	-51 単位	診療所療養病床設備基準減算 -60単位	×90/100	-5単位	-14単位	+120単位						
要介護2 (546 単位)	-55 単位														
要介護3 (585 単位)	-59 単位														
要介護4 (626 単位)	-63 単位														
要介護5 (665 単位)	-67 単位														
要介護1 (602 単位)	-60 単位														
b 診療所型介護療養施設サービス費(ii) <多床室>	要介護2 (641 単位)	-64 単位													
要介護3 (681 単位)	-68 単位														
要介護4 (720 単位)	-72 単位														
要介護5 (760 単位)	-76 単位														
(二) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(I) <ユニット型個室>	要介護1 (689 単位)	-69 単位		×97/100						-69 単位					
要介護2 (734 単位)	-73 単位														
要介護3 (778 単位)	-78 単位														
要介護4 (821 単位)	-82 単位														
要介護5 (865 単位)	-87 単位														
(二) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(II) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>	要介護1 (714 単位)	-71 単位													
要介護2 (761 単位)	-76 単位														
要介護3 (807 単位)	-81 単位														
要介護4 (852 単位)	-85 単位														
要介護5 (899 単位)	-90 単位														
(三) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(III) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>	要介護1 (705 単位)	-71 単位													
要介護2 (751 単位)	-75 単位														
要介護3 (797 単位)	-80 単位														
要介護4 (841 単位)	-84 単位														
要介護5 (887 単位)	-89 単位														
(四) 経過的ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(I) <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (689 単位)	-69 単位	×95/100	-69 単位											
要介護2 (734 単位)	-73 単位														
要介護3 (778 単位)	-78 単位														
要介護4 (821 単位)	-82 単位														
要介護5 (865 単位)	-87 単位														
(五) 経過的ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(II) <療養機能強化型A> <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (714 単位)	-71 単位													
要介護2 (761 単位)	-76 単位														
要介護3 (807 単位)	-81 単位														
要介護4 (852 単位)	-85 単位														
要介護5 (899 単位)	-90 単位														
(六) 経過的ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(III) <療養機能強化型B> <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (705 単位)	-71 単位													
要介護2 (751 単位)	-75 単位														
要介護3 (797 単位)	-80 単位														
要介護4 (841 単位)	-84 単位														
要介護5 (887 単位)	-89 単位														

注 外泊時費用	入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき、362単位を算定		
注 他科受診時費用	入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定		
(3) 初期加算	(1日につき 30単位を加算)		
(4) 退院時指導等加算(※1)	(一) 退院時等指導加算	a 退院前訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定) b 退院後訪問指導加算 (退院後1回を限度に、460単位を算定) c 退院時指導加算 (400単位) d 退院時情報提供加算 (500単位) e 退院前連携加算 (500単位)	注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合 注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合 注 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
	(二) 訪問看護指示加算	(入院患者1人につき1回を限度として300単位を算定)	
	(5) 低栄養リスク改善加算(※1)	(1月につき 300単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合及び経口移行加算・経口維持加算を算定している場合は、算定しない。
	(6) 経口移行加算(※1)	(1日につき 28単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
	(7) 経口維持加算(※1)	(一) 経口維持加算(Ⅰ) (1月につき 400単位を加算) (二) 経口維持加算(Ⅱ) (1月につき 100単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合又は経口移行加算を算定している場合は、算定しない。 注 経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合には、算定しない。
(8) 口腔衛生管理加算(※1)	(1月につき 90単位を加算)	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合	
(9) 療養食加算	(1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度))		
(10) 在宅復帰支援機能加算(※1)	(1日につき 10単位を加算)		
(11) 特定診療費(※1)			
(12) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を加算)	
	(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)	
(13) 認知症行動・心理症状緊急対応加算	(入院後7日に限り 1日につき200単位を加算)		
(14) 排せつ支援加算(※1)	(1月につき 100単位を加算)		
(15) 安全対策体制加算(※1)	(入院患者1人につき1回を限度として20単位を算定)		
(16) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 22単位を加算)	
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 18単位を加算)	
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)	
(17) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×26/1000)	注 所定単位は、(1)から(16)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×19/1000)	
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×10/1000)	
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +(三)の90/100)	
	(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +(三)の80/100)	
(18) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×15/1000)	注 所定単位は、(1)から(16)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×11/1000)	

※ 一定の要件を満たす入院患者の数が規程に満たない場合には、(※1)を適用しない。
 ※ 安全管理体制未実施減算については令和3年10月1日から、栄養管理の基準を満たさない場合の減算については令和6年4月1日から適用する。
 ※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。
 ※ 令和3年9月30日までの間は、介護療養施設サービス費の(1)及び(2)について、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

基本部分			注					注	注	注	注	注		
			入院患者の数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	介護支援専門員の員数が基準に満たない場合	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	僻地の医師確保計画を届出たものの以外で、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	一定の要件を満たす入院患者の数が規程に満たない場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	身体拘束廃止未実施減算	移行計画が未提出である場合	安全管理体制未実施減算	栄養管理の基準を満たさない場合
(1) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(1日につき)	大学病院等	(一) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(I) 看護<3:1>介護<6:1>	a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(I) <従来型個室>	要介護1 (986 単位)	×70/100	×90/100	×90/100			-99 単位				
			要介護2 (1,050 単位)	-105 単位										
			要介護3 (1,114 単位)	-111 単位										
			要介護4 (1,178 単位)	-117 単位										
			要介護5 (1,242 単位)	-124 単位										
		(二) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(II) 看護<4:1>介護<4:1>	a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(I) <従来型個室>	要介護1 (1,091 単位)						-109 単位				
			要介護2 (1,155 単位)	-115 単位										
			要介護3 (1,221 単位)	-122 単位										
			要介護4 (1,286 単位)	-128 単位										
			要介護5 (1,351 単位)	-135 単位										
	一般病院	(三) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(III) 看護<4:1>介護<5:1>	a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(I) <従来型個室>	要介護1 (990 単位)	-99 単位									
			要介護2 (1,054 単位)	-105 単位										
			要介護3 (1,118 単位)	-111 単位										
			要介護4 (1,182 単位)	-118 単位										
			要介護5 (1,246 単位)	-124 単位										
		(四) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(IV) 看護<4:1>介護<6:1>	a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(I) <従来型個室>	要介護1 (1,000 単位)	-100 単位									
			要介護2 (1,074 単位)	-107 単位										
			要介護3 (1,148 単位)	-114 単位										
			要介護4 (1,222 単位)	-122 単位										
			要介護5 (1,296 単位)	-129 単位										
(五) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(V) 経過措置型	a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(I) <従来型個室>	要介護1 (884 単位)	-88 単位											
	要介護2 (951 単位)	-95 単位												
	要介護3 (1,016 単位)	-101 単位												
	要介護4 (1,080 単位)	-108 単位												
	要介護5 (1,144 単位)	-114 単位												
(2) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(1日につき)	(一) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(I) <従来型個室>	a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(I) <従来型個室>	要介護1 (897 単位)	-89 単位										
		要介護2 (964 単位)	-96 単位											
		要介護3 (1,031 単位)	-103 単位											
		要介護4 (1,097 単位)	-109 単位											
		要介護5 (1,164 単位)	-116 単位											
	(二) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(II) <多床室>	a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(I) <従来型個室>	要介護1 (844 単位)	-84 単位										
		要介護2 (904 単位)	-90 単位											
		要介護3 (964 単位)	-96 単位											
		要介護4 (1,024 単位)	-102 単位											
		要介護5 (1,084 単位)	-108 単位											
(3) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(1日につき)	大学病院等	(一) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(I) 経過措置型	a ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費 <ユニット型個室>	要介護1 (1,119 単位)	×70/100	×90/100	×90/100			-111 単位	×90/100	-5 単位	-14 単位	
			要介護2 (1,179 単位)	-117 単位										
			要介護3 (1,239 単位)	-123 単位										
			要介護4 (1,299 単位)	-129 単位										
			要介護5 (1,359 単位)	-135 単位										
		(二) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(II) 経過措置型	a ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費 <ユニット型個室>	要介護1 (1,057 単位)						-105 単位				
			要介護2 (1,117 単位)	-111 単位										
			要介護3 (1,177 単位)	-117 単位										
			要介護4 (1,237 単位)	-123 単位										
			要介護5 (1,297 単位)	-129 単位										
	一般病院	(一) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(I) 経過措置型	a ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費 <ユニット型個室>	要介護1 (1,129 単位)	-112 単位									
			要介護2 (1,189 単位)	-118 単位										
			要介護3 (1,249 単位)	-124 単位										
			要介護4 (1,309 単位)	-130 単位										
			要介護5 (1,369 単位)	-136 単位										
		(二) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(II) 経過措置型	a ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費 <ユニット型個室>	要介護1 (1,067 単位)	-106 単位									
			要介護2 (1,127 単位)	-112 単位										
			要介護3 (1,187 単位)	-118 単位										
			要介護4 (1,247 単位)	-124 単位										
			要介護5 (1,307 単位)	-130 単位										
注 外泊時費用			入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定											
注 他科受診時費用			入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定											
(4) 初期加算 (1日につき 30単位を加算)														
(5) 退院時指導等加算(※1)	(一) 退院時等指導加算	a 退院前訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定)	注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合											
		b 退院後訪問指導加算 (退院後1回を限度に、460単位を算定)	注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合											
		c 退院時指導加算 (400単位)	注 退院前連携加算 (500単位)											
		d 退院時情報提供加算 (500単位)	注 退院前連携加算 (500単位)											
		e 退院前連携加算 (500単位)	注 退院前連携加算 (500単位)											
(二) 訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として300単位を算定)														
(6) 低栄養リスク改善加算(※1) (1月につき 300単位を加算)			注 栄養管理の基準を満たさない場合及び経口移行加算・経口維持加算を算定している場合は、算定しない。											
(7) 経口移行加算(※1) (1日につき 28単位を加算)			注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。											
(8) 経口維持加算(※1)	(一) 経口維持加算(I) (1月につき 400単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は経口移行加算を算定している場合は、算定しない。												
		(二) 経口維持加算(II) (1月につき 100単位を加算)	注 経口維持加算(I)を算定していない場合には、算定しない。											
(9) 口腔衛生管理加算(※1) (1月につき 90単位を加算)			注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合											
(10) 療養食加算 (1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度))														
(11) 在宅復帰支援機能加算(※1) (1日につき 10単位を加算)														
(12) 特定診療費(※1)														
(13) 排せつ支援加算(※1) (1月につき 100単位を加算)														
(14) 安全対策体制加算(※1) (入院患者1人につき1回を限度として20単位を算定)														
(15) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(I)	(1) サービス提供体制強化加算(I) (1日につき 22単位を加算)												
		(2) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 18単位を加算)												
		(3) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 6単位を加算)												
(16) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×26/1000)	注 所定単位は、(1)から(15)までにより算定した単位数の合計												
	(二) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×19/1000)													
	(三) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +所定単位×10/1000)													
	(四) 介護職員処遇改善加算(IV) (1月につき +(三)の90/100)													
	(五) 介護職員処遇改善加算(V) (1月につき +(三)の80/100)													
(17) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×15/1000)	注 所定単位は、(1)から(15)までにより算定した単位数の合計												
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×11/1000)													

※ 一定の要件を満たす入院患者の数が基準に満たない場合には、(※1)を適用しない。
 ※ 安全管理体制未実施減算については令和3年10月1日から、栄養管理の基準を満たさない場合の減算については令和6年4月1日から適用する。
 ※ 介護職員処遇改善加算(IV)及び介護職員処遇改善加算(V)については、令和4年3月31日まで算定可能。
 ※ 令和3年9月30日までの間は、介護療養施設サービス費(1)から(3)までについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

4 介護医療院サービス

基本部分			夜勤を行う職員 の勤務条件基準を 満たさない場合	入所者の数が入 所者の定員を超え る場合	医師、薬剤師、看護 士、介護士、介護 福祉士、介護支援専門 員の員数が基準に 満たない場合	看護師が基準に定 められた看護職員 の員数に20/100 を乗じて得た数未 満の場合	常勤のユニットリ ーダーをユニット毎に 配置していない等 ユニットケアにおけ る体制が未整備で ある場合	身体拘束廃止未 実施減算	安全対策体制未 実施減算	栄養管理の基準 を満たさない場合	療養環境の基準 (廊下)を満たさな い場合	療養環境の基準 (個室)を満たさ ない場合	夜勤を行う職員 の勤務条件に関する 基準の区分による 加算	若年性認知症入 所者受入加算
イ I型 介護医療院 サービス費 (1日につき)	(1) I型 介護医療院 サービス費(I)	(一) I型介護医療院・ サービス費(i) <従来型個室>	要介護1 (714) 単位	-25単位	×70/100	×70/100	×90/100	-71	-5単位	-14単位	-25単位	-25単位	夜間勤務等看 護(I) +23単位	+120単位
		要介護2 (824) 単位	-82											
		要介護3 (1060) 単位	-106											
		要介護4 (1161) 単位	-116											
		要介護5 (1251) 単位	-125											
		要介護1 (825) 単位	-83											
	(2) I型 介護医療院 サービス費(ii) <多床室>	要介護2 (934) 単位	-93											
		要介護3 (1171) 単位	-117											
		要介護4 (1271) 単位	-127											
		要介護5 (1361) 単位	-136											
		要介護1 (704) 単位	-70											
		要介護2 (814) 単位	-81											
ロ II型 介護医療院 サービス費 (1日につき)	(1) II型 介護医療院 サービス費(i)	(一) II型介護医療院・ サービス費(i) <従来型個室>	要介護2 (812) 単位	-25単位	×70/100	×70/100	×90/100	-81	-5単位	-14単位	-25単位	-25単位	夜間勤務等看 護(II) +14単位	+120単位
		要介護3 (1048) 単位	-105											
		要介護4 (1144) 単位	-114											
		要介護5 (1238) 単位	-123											
		要介護1 (913) 単位	-91											
		要介護2 (921) 単位	-92											
	(2) II型 介護医療院 サービス費(ii) <多床室>	要介護3 (1154) 単位	-115											
		要介護4 (1254) 単位	-125											
		要介護5 (1344) 単位	-134											
		要介護1 (688) 単位	-69											
		要介護2 (796) 単位	-80											
		要介護3 (1028) 単位	-103											
ハ 特別 介護医療院 サービス費 (1日につき)	(1) I型特別 介護医療院 サービス費	(一) I型特別介護医療院・ サービス費(i) <従来型個室>	要介護4 (1127) 単位	-25単位	×70/100	×70/100	×90/100	-113	-5単位	-14単位	-25単位	-25単位	夜間勤務等看 護(III) +14単位	+120単位
		要介護5 (1217) 単位	-122											
		要介護1 (797) 単位	-80											
		要介護2 (905) 単位	-91											
		要介護3 (1137) 単位	-114											
		要介護4 (1236) 単位	-124											
	(2) II型特別 介護医療院 サービス費	要介護5 (1326) 単位	-133											
		要介護1 (660) 単位	-67											
		要介護2 (764) 単位	-76											
		要介護3 (972) 単位	-97											
		要介護4 (1059) 単位	-106											
		要介護5 (1138) 単位	-114											
ニ ユニット 型 I型 介護医療院 サービス費 (1日につき)	(1) ユニット 型 I型介護 医療院 サービス費(I)	(一) ユニット型 I型・ 介護医療院・ サービス費 <ユニット型個室>	要介護1 (847) 単位	-25単位	×70/100	×70/100	×90/100	-84	-5単位	-14単位	-25単位	-25単位	夜間勤務等看 護(IV) +7単位	+120単位
		要介護2 (951) 単位	-95											
		要介護3 (1189) 単位	-119											
		要介護4 (1288) 単位	-129											
		要介護5 (1379) 単位	-138											
		(二) 経過のユニット型 I型・ 介護医療院・ サービス費 <ユニット型個室の 多床室>	要介護1 (847) 単位					-84						
	(2) ユニット 型 I型介護 医療院 サービス費(II)	要介護2 (951) 単位	-95											
		要介護3 (1189) 単位	-119											
		要介護4 (1288) 単位	-129											
		要介護5 (1379) 単位	-138											
		要介護1 (832) 単位	-83											
		要介護2 (939) 単位	-94											
ホ ユニット 型 II型 介護医療院 サービス費 (1日につき)	(1) ユニット型 II型介護医療院サービス費 <ユニット型個室>	要介護3 (1173) 単位	-117											
		要介護4 (1271) 単位	-127											
		要介護5 (1361) 単位	-136											
	(2) 経過のユニット型 II型介護医療院サービス費 <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (841) 単位	-84											
		要介護2 (947) 単位	-94											
		要介護3 (1162) 単位	-116											
ヘ ユニット 型特別介護 医療院 サービス費 (1日につき)	(1) ユニット型 特別介護 医療院 サービス費 <ユニット型個室>	要介護4 (1255) 単位	-126											
		要介護5 (1340) 単位	-134											
		要介護1 (841) 単位	-84											
		要介護2 (947) 単位	-94											
		要介護3 (1162) 単位	-116											
		要介護4 (1255) 単位	-126											
	(2) 経過のユニット型 II型 特別介護 医療院 サービス費 <ユニット型個室の 多床室>	要介護5 (1340) 単位	-134											
		要介護1 (791) 単位	-79											
		要介護2 (893) 単位	-89											
		要介護3 (1119) 単位	-112											
		要介護4 (1209) 単位	-121											
		要介護5 (1292) 単位	-129											
ニ ユニット 型 II型 介護医療院 サービス費 (1日につき)	(1) ユニット型 特別介護 医療院 サービス費 <ユニット型個室>	要介護1 (791) 単位	-79											
		要介護2 (893) 単位	-89											
		要介護3 (1119) 単位	-112											
		要介護4 (1209) 単位	-121											
		要介護5 (1292) 単位	-129											
		要介護1 (800) 単位	-80											
	(2) 経過のユニット型 II型・ 特別介護 医療院・ サービス費 <ユニット型個室の 多床室>	要介護2 (906) 単位	-90											
		要介護3 (1104) 単位	-110											
		要介護4 (1194) 単位	-119											
		要介護5 (1272) 単位	-127											
		要介護1 (800) 単位	-80											
		要介護2 (898) 単位	-90											
ニ ユニット 型 II型 介護医療院 サービス費 (1日につき)	(1) ユニット型 II型介護医療院サービス費 <ユニット型個室>	要介護3 (1104) 単位	-110											
		要介護4 (1194) 単位	-119											
		要介護5 (1272) 単位	-127											
	(2) 経過のユニット型 II型・ 特別介護 医療院・ サービス費 <ユニット型個室の 多床室>	要介護1 (800) 単位	-80											
		要介護2 (898) 単位	-90											
		要介護3 (1104) 単位	-110											

注 外泊時費用	入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定		
注 試行的退所サービス費	入所者に対して居宅における試行的退所を認めた場合、1月につき6日を限度として1日につき800単位を算定		
注 他科受診時費用	入所者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定		
ト 初期加算	(1日につき +30単位)		
チ 再入所栄養連携加算(※2)	(入所者1人につき1回を限度として200単位を加算) 注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。		
リ 退所時指導等加算(※2)	(一) 退所時等指導加算	a 退所前訪問指導加算 (入所中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定) b 退所後訪問指導加算 (退所後1回を限度に、460単位を算定) c 退所時指導加算 (400単位) d 退所時情報提供加算 (500単位) e 退所前連携加算 (500単位)	注 入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合 注 退所後の主治医に対して診療情報を提供した場合 注 居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
	(二) 訪問看護指示加算	(入所者1人につき1回を限度として300単位を算定)	
	ヌ 栄養マネジメント強化加算	(1日につき 11単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
	ヒ 経口移行加算(※2)	(1日につき 28単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
	フ 経口維持加算(※2)	(一) 経口維持加算(Ⅰ) (1日につき 400単位を加算) (二) 経口維持加算(Ⅱ) (1日につき 100単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は経口移行加算を算定している場合は、算定しない。 注 経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合には、算定しない。
ク 口腔衛生管理加算(※2)	(一) 口腔衛生管理加算(Ⅰ) (1日につき 90単位を加算) (二) 口腔衛生管理加算(Ⅱ) (1日につき 110単位を加算)	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合	
ケ 療養食加算	(1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度))		
コ 在宅復帰支援機能加算(※2)	(1日につき 10単位を加算)		
カ 特別診療費(※2)			
キ 緊急時施設診療費	ア 緊急時治療管理 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定) イ 特定治療		
ク 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)		
ケ 認知症行動・心理症状緊急対応加算	(入所後7日に限り 1日につき200単位を加算)		
コ 重度認知症疾患療養体制加算	(一) 重度認知症疾患療養体制加算(Ⅰ) 要介護1・2 (1日につき140単位を加算) 要介護3・4・5 (1日につき40単位を加算) (二) 重度認知症疾患療養体制加算(Ⅱ) 要介護1・2 (1日につき200単位を加算) 要介護3・4・5 (1日につき100単位を加算)		
クナ 排せつ支援加算(※2)	(1) 排せつ支援加算(Ⅰ) (1月につき 10単位を加算) (2) 排せつ支援加算(Ⅱ) (1月につき 15単位を加算) (3) 排せつ支援加算(Ⅲ) (1月につき 20単位を加算) (4) 排せつ支援加算(Ⅳ) (1月につき 100単位を加算)		
クバ 自立支援促進加算(※2)	(1月につき 300単位を加算)		
クニ 科学的介護推進体制加算(※2)	(1) 科学的介護推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 40単位を加算) (2) 科学的介護推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 60単位を加算)		
クロ 長期療養生活移行加算(※2)	(入所後90日に限り 1日につき60単位を加算)		
クハ 安全対策体制加算	(入所者1人につき1回を限度として20単位を算定)		
クニ サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)		
クヘ 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×26/1000) (二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×19/1000) (三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×10/1000) (四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(三)の90/100) (五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(三)の80/100)	注 所定単位数は、イからエまでにより算定した単位数の合計	
クベ 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×15/1000) (二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×11/1000)	注 所定単位数は、イからエまでにより算定した単位数の合計	

※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。
 ※ ハ及びヘを適用する場合には、(※2)を適用しない。
 ※ 安全管理体制未実施減算については令和3年10月1日から、栄養ケア・マネジメントを実施していない場合の減算については令和6年4月1日から適用する。
 ※ 排せつ支援加算(Ⅳ)、介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。
 ※ 令和3年9月30日までの間は、介護医療院サービス費のイからエまでについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。